



Title	古代萬葉集研究史稿（その三）
Author(s)	大久保, 正
Citation	北海道大學文學部紀要, 15(2), 123-183
Issue Date	1967-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33317
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(2)_PR123-183.pdf



古代萬葉集研究史稿（その三）

大久保

正

古代萬葉集研究史稿（その三）

— 萬葉集の古点 —

大久保

正

第三章 古点期の萬葉研究

（上）

（一）古点の意味

上述の如く、萬葉集の読解作業は部分的には既に古点以前から行はれてゐたことは確かであるが、しかし勅命による一大事業として、全巻の大部分に対して本格的に、しかも大規模に施点が行はれたのは、天曆の古点をもって最初とし、研究史上劃期的な意義を有することは改めて言ふまでもない。

然らば古点とは何かと云へば、鎌倉時代の学僧仙覚（建仁三二〇三—文永九一七三生存）が、次点及び新点に対して始めて命名したところであつて、京都大学本等の中院本に禁裏御本の奥書として伝へられてゐる仙覚寛元本卷一の奥書に、又於古點者、不及付符。於順朝臣之後人和字者、合點為符。

とあり、また、西本願寺本以下に伝はる仙覚文永三年本卷一の奥書に、

抑先度愚本假名、者、古次両點有異說歌者、於漢字左右、付假名畢。其上猶於有心詞寮曲歌者、加新點畢。如此異說多種之間、其點勝劣、輒以難辯者歟。依之去今二箇度書寫本者、不論古點新點、取拾其正訓、於漢字右一筋所點

下也。其内古次兩點者、撰其秀逸、同以墨點之。次雖有古次兩點、而為心詞參差句者、以紺青點之。所謂不勘古語之點、并手余乎波之字相違等、皆以紺青令點直之也。是則先頭有古次兩點、亦示偏非新點也。次新點歌并訓中補闕之句、又雖為一字而漏古點之字、以朱點之。偏是為自身所見點之。為他人所用不點之而已。

とあって、これらによれば、既に南北朝に現れた由阿〔正応四〕〔貞治五〕〔生存〕が『詞林采葉抄』において明確に定義づけた通り、古点とは、次点・新点に対する名称であって、新点が仙覺の新しく施した訓点をさし、次点が古点以後仙覺以前に施された訓点（順朝臣之後人和字）をさすのに対し、源順等によって天曆期に施された訓点の呼称と解せられる。

源順等のいはゆる梨壺の五人が、天曆五年（961）、村上天皇の宣旨によって萬葉集の訓点作業に従事した事は、その点者の一人である源順の家に、

天曆五年宣旨あり・てやまとうたはえらぶところなしつばにおかせ給、古萬葉集よみときえらばしめ給なり、めし

〔初て〕

〔はナシ〕

〔也〕

おかれたるは河内掾清原元輔近江掾紀時文讚岐掾大中臣能宣学生源順御書所預坂上茂樹をや、藏人左近衛少将藤原朝臣伊尹をそのところの別当にさだめさせたまふ・かみなづきのつ（ごもりに御題を封じてくだしたまへるに）い

はくのかみなづきかぎり

〔マ、〕

〔のナシ〕

〔も〕

〔にナシ〕

〔ふるらん〕

れやしぐれとゝもにふりにけるらむ（飯島春敏・久曾神昇編『国宝西本願寺三十六人集』に拠り、群書類従本の校異を右傍に

「」で示す）

とあり、また同じく順自身の執筆に成る、天曆五年十月の年記を有する「禁制闕入事」（『本朝文粹』）に、
右藏人少内記大江澄景仰云。件ノ所名涉ニ妖艶ニ実入ニ神秘ニ。振ニ萬葉之囊篇ニ知ニ百代之遺美ニ。況乎排ニ昭陽ニ為ニ修撰

之處。^ト尋^{ネテ}箕裘^ヲ為^ニ寓直之徒^ト。

とあり、同じく順の執筆にかかる「侍中亜相為撰和調所別当御筆宣旨奉行文」(天曆五年『本朝文粹』)も伝へられてゐるによつて明らかである。ただ右に引用した順集の文にはやや明瞭を欠くところがあり、一般には「やまと歌えらぶ」を後撰集撰定を指すものと解してゐるが、「源順集では、和歌所の開設にあたつて後撰集との関係には一言も触れてゐない」といふ見解もある。^(注1)しかし「やまとうたえらぶところなしつばにおかせ給」は、明らかに「禁制文」に云ふ「排^ニ昭陽^ヲ為^ニ修撰^ノ之^ヲ処^ス」とあるのに対応する表現であり、「古萬葉集よみときえらぶ」だけの目的で和歌所が設置されたと見るのは前後にその例が無くいかと思はれるばかりでなく、後述する後撰和歌集の成立年代の推定から見ても、武田祐吉博士が、

源順集に見える天曆五年の宣旨の内容は大和歌えらぶこと、古萬葉集よみときえらばしめ給ふことの二件で、この二件を行ふために、梨壺に五人の人が召されたのである。さうして第一の、大和歌えらぶことの成果が、後撰和歌集であると解せられる。^(注2)

としたのを至当と見るべきであらう。とすれば梨壺の五人は、後撰和歌集の撰定と、万葉集の訓読作業との二つの任務を遂行したわけである。

然らば、勅撰集の撰定と、萬葉集訓読の作業とは、いづれが和歌所の主たる事業であつたであらうか。『袋草子』上巻の「故撰集次第」には、

於^ニ昭陽^ヲ令^レ読^ス萬葉集^ニ之^ヲ次令^レ撰^ス之^ヲ。

とあり、これについて、小松茂美博士は、

『袋草子』に……とあるのに徴する時、訓釈を第一の事業としたと見なければならぬが、一方『本朝文粹』所収の和歌所「禁制文」(源順作)に「排^{イテ}昭陽^ヲ、為^ニ修撰^ス、処^ト云々」とあるのによれば、その主目的は後撰和歌集撰進の方にあったとしなければならぬ。はたしていずれが真か。ともかく古い時代から二説にわかれていたことだけは確かである。

と言はれた。^(注)しかし、『袋草子』は時代も降り、その根拠も明らかで無いので、順自身の記載した順集の詞書に、先づ「やまとうたえらぶところなしつぽにおかせ給」と歌集撰定の事を前に掲げ、「禁制文」でも、「況排^{オンヤ}昭陽^ヲ、為^ニ修撰^ス、処^ト云々」と、歌集撰定に力点を置いて強調してゐる所を見ると、両者の事業は併行して行はれたものではあるが、撰和歌所設置の主目的はやはり勅撰集の撰定に在ったと見るべきものの如く考へられる。

唯だ後述する如く萬葉集の訓読作業は勅撰集の撰進以上の難事業であつたらしく、多大の年月を要し、その努力も並々で無かつたために、順自身の自負はむしろ後者に在つたらしい事が、『源順集』に収められてゐる「天祿三年八月二十八日規子内親王前裁歌合」の判詞中に、

そもそも、順、梨壺には、平城の都の古歌選り奉りし時に、呉竹のよこもりて、ゆくすゑたのむをりも侍りき。とあることなどによつて推測される。『袋草子』の如き記述が出現した一因もそこにあつたとも見られるであらう。

『後撰和歌集』の撰定と萬葉集の訓読作業との關係については後に改めて考察するが、ともあれ、仙覚が次点・新点に対して呼称する古点が、右の『源順集』等に見える村上天皇の勅命による萬葉集訓読作業の結果をさして言つたものである事は、「順朝臣之後人和字」を古点と區別してゐる事によつて明らかである。

上記の仙覚本の奥書によれば、仙覚は、源順等梨壺の五人によつて行はれた梨壺の古点と、それ以後仙覚以前に施

卷十八、	卷十七、	卷十六、	卷十五、	卷十四、	卷十三、	卷十二、	卷十一、	卷十、	卷九、	卷八、	卷七、	卷六、	卷五、
ナシ	3915	ナシ	ナシ	3439	ナシ	2896	2352	1875	1669	1461	1320	943 (2)	892
						3070	2417	1919	1738	1512		1019	894
							2418	1930	1740				
							2418	1967	1745				
							2430	2003	1761				
							2530	2113	1792				
							2717	2166	(2)				
							2734	2203					
							2750						
							2794						
							2799						

卷十九、
4232

卷二十、
4414 (他に総論の用例↓)

そこで次に右に現れる古点の内容が果して天暦の古点を意味するか否かを検討して見ると、武田博士・上田博士共に指摘せられた通り、そのやうには考へられない。何故ならば、

(一)古点として両様の訓点を記した個所がある。

(1)卷一八の「熟田津」に古点として、ムマタツ、ナリタツの両訓を挙げる。

(2)卷二、一四一の「真幸有者」にマサシクアラバ、マコトサチアラバの両訓を古点として挙げる。

(3)卷四、四八六の「味村驂」に、古点として、「アチムラコマハ」を掲げながら、一方「古點ニモ、アチムラサワキト点セル本アリ」として両訓を挙げる。

(4)卷六、九四三の第二句「辛荷乃島」の訓に、「古点両様也」とし、カラカノシマ、カラニノシマの両訓を掲げる。右の事実は、源順等の天暦の古点が両様の訓を附することもあつたと考へない限り、専ら天暦の古点を指した呼称と見ることを疑問ならしめる。

しかし、『万葉集註釈』に云ふ「古点」が天暦の古点に限定した用法で無いことは、更に上田博士の指摘の如く、(二)仙覚が『万葉集註釈』中に古点を挙げる歌九十二首中に、寛元本の奥書に照らし合はせて仙覚自身次点歌と確認してゐたと考へられる歌が十六首も混入されてゐる。

といふ事実に徴すると、一層明白となる。

上田博士が十六首と言はれるのは、仙覺本及び紀州本（二十卷中、卷第十まで）に於て寛元本奥書に言ふ肩に朱の合点符を有する。

卷一、13、17、29、38、45、50

卷二、128

卷三、260、460

卷四、485、537

卷五、892

卷九、1738、1740、1761、1792

の計十六首であるが、他にも次点歌かの疑のかけられるものがある。即ち、上田博士が次点歌と推定せられたものに。

○卷三 262 (紀宮細、訓ノ肩ニ朱ノ合點アリ)、278 (紀細、訓ノ肩ニ朱ノ合點アリ)、卷九 1745 (京、訓ノ肩ニ緒ノ合點アリ)

○卷二 220 (類、訓ハ別筆片仮字ニテ少シ訓ヲ附セルノミデ、「可考」ノ書入アリ。金沢本訓ナシ)

○卷二 131 (元、正式訓ナシ。細、訓ヲ朱書)、卷四 529 (桂、訓ナシ)

の五首がある外

卷一 53 (元、冷、正式訓ナシ。類、訓ナシ) 60 (元、類、冷、正式訓ナシ)

卷二 159 (金、類、訓ナシ。細、訓ヲ朱書)、199 (金、訓ナシ。類、別筆片仮名二箇所ノ外訓ナシ。細、訓ヲ朱書) 230 (金、訓ナシ。

類 正式訓ナシ。細、訓ヲ朱書

卷十一 2794 (嘉、訓ナシ。)

等、古写本に訓もしくは正式訓を欠く歌も、次点歌で無いかとの疑をかけ得るものである。

以上の考察によれば、仙覚の『万葉集註釈』に言ふ古点が、決して天曆の古点のみを指すものでなく、次点をも含んでの呼称であることが明瞭になり、仙覚は広狭両様の意味で古点の称を用ゐたと考へなければならぬ。

しかしながら、このやうに仙覚が必ずしも古点の語義を嚴格に用ゐてゐないといふ事は、仙覚が古次兩点を何処まで明確に区別し得たかにも疑問を抱かせるのであつて、上田博士も、この事実について、

観念的には時代による区別は立て得ても一つ一つの作品すべてに就いて古次兩点を明確に分つことは或は仙覚といへども能くし得なかつた結果ではなからうか。^(注二)

と述べられたが、真にその言の通りであらう。

仙覚は上述の如く寛元本の奥書に「於_二古點_一者、不_レ及_レ付_レ符。於_二順朝臣之後人和字_一者、合點為_レ符」と記し、その寛元本においては次点の歌には符を附してこれを古点歌と区別した。しかし、寛元本はその純粋な形では今日に伝はらず、寛元本の流に近いものと認められてゐる写本としてはわづかに神宮文庫本及びその類本(卷四・五・六の三卷を除く細井本万葉集等)が知られてゐるに過ぎない。しかし上田博士の調査によれば、仙覚寛元本の面影を最もよく伝へてゐる神宮文庫本にしても、その朱の合点は卷第三の四三一(宮細)、四四三(宮細)の新点歌にまで及んで居り、「朱の合点に関する限り、神宮文庫本(細井本も)は、仙覚確認如何に關し信頼出来ない」と言はれて居る。しかしながら、仙覚文永本系統の諸本、及び仙覚以前本の一伝本に仙覚本を以つて校合を加へた本と見られる紀州本(二十卷中卷第十まで)

にも、訓（時には本文）の肩に朱の合点の附いた歌があり、初出の巻第一、三番の歌の合点の傍に朱で、

「後人和合點為_レ符」（西本願寺本・温故堂本・京都大学本、但シ京都大学本合點ヲ脱ス）、又、「後人和合點為_レ符」（紀州本）と記す本があつて、これらの諸本の合点符は、寛元本奥書に仙覺の言ふ合点符と相照応するものと考へられるので、これら仙覺本及び紀州本（二十巻中、巻第十まで）において、肩に朱の合点符のある歌を調査する事によつて、上田博士は仙覺確認のものと認められる次点歌を、総計百九十二首と数へられた。

このやうに仙覺はほぼ古点歌と次点歌とを区別し得たと考へられるのであるから、それは「必ずや何等かの拠り所あつての事であらうと考へられる」のであるが、今日それを明らかにし得ない。唯だ上述の如く『萬葉集註釈』における「古点」の語義が厳密で無く、かなり漠然としてゐる点から考へると、仙覺といへども、一々の歌について何処まで厳密に古点と次点とを区別し得たかには疑問の余地も残るのである。

次に古点の用例としては、西本願寺本の書入、もしくは貼紙書入中に見えるものが挙げられる。次にそれを巻の順に列挙すると次の如きものがある。

- 巻四、七四一、夢之相者苦有家里……「之相」ノ左ニ「ニアフ古点」アリ。
- 巻六、九五五、刺竹之大宮人乃家跡住……「刺」ノ左ニ朱「サ、古点也」アリ。
- 巻六、九五六、八隅知之吾大王乃……「知之」ノ左ニ貼紙別筆「シル古点」アリ。
- 巻七、一九八、求食為跡磯二住鶴……「求食」ノ左ニ貼紙別筆「アサユケハ」アリ。
- 巻九、一六七六、勢能山爾黄葉常敷神岳之……「勢能」ノ左ニ貼紙別筆「カミヲカ古点」アリ。
- ×巻九、一七三四、高島之足利湖乎……訓「アトノミナト」モト青。「足利湖」ノ左ニ貼紙別筆「アトリノウミ古点又仙覺註

同」アリ。

×卷九、一七六一、三諸之神辺山余……「神^{カミイニヤマ}辺^{ナヒ}山」ノ右ニ貼紙別筆「カミヘ古点。カミナヒ山トヨムヘシト仙覺尺セリ」アリ。

リ。

×卷十、二〇〇七、久^{ヒサ}方^{カタ}天^{アマ}印^ノ等^ノ水^{ミヅ}無^{ナシ}河^{カハ}……「水無河」ノ左ニ貼紙別筆「ミナシ古点、又イ本同、此御本若アママル左」アリ。

×卷十、二二五一、山遠京余之有者……訓「サト」モト青。「京」ノ左ニ貼紙別筆「ミヤコ古点」アリ。

×卷十、二三〇四、秋都葉余と寶徹流衣……於^{キミニマダサハ}君^{キミ}奉^{ニマダサハ}者……「奉者」ノ左ニ貼紙別筆「マツラハ古点」アリ。

×卷十、二三四八、和射美能嶺往過而……「和射美能」ノ左ニ貼紙別筆「ワサミノヤ古点、イ本ワサミノノ（イ本以下朱）」アリ。

リ。

×卷十一、二三八一、公目見欲是二夜……訓「ホリシテ」モト青、「欲」ノ左ニ貼紙別筆「ホシキニ古点」アリ。

×卷十一、二三八二、打日刺宮道人雖滿行……訓「ミチユケト」ノ右ニ貼紙別筆「オホカレト古点」アリ。

×卷十一、二三九〇、恋為死為物有……「為」ノ左ニ貼紙別筆「スルニ古点」アリ。

×卷十一、二五二七、誰此乃吾屋戸来喚足千根乃母爾所嘖……「所嘖」ノ左ニ貼紙別筆「イサハレ古点」アリ。

×卷十一、二五四九、妹戀吾哭涕數妙木枕通而……訓「マクラトホリテ」ノ右ニ貼紙別筆「古点同」アリ。

×卷十一、二五七三、情左倍奉有君爾……「奉有」ノ左ニ貼紙別筆「マツレル古点」アリ。

×卷十一、二六三七、晒鼻乎曾嚏……思^{オモヒケラシメ}來^{オモヒケラシメ}下……訓「ケ」モト青。「来」ノ左ニ貼紙別筆「クラ古点」アリ。

×卷十一、二六四六、住吉乃津守網引之……「網」ノ左ニ貼紙別筆「ノアマ古点」アリ。

×卷十一、二六四八、云云物者不念……直^{タダヒトスサニ}一^{タダヒトスサニ}道^{タダヒトスサニ}二^{タダヒトスサニ}道^{タダヒトスサニ}ノ左ニ「ミチ古点」アリ。

× 卷十一、二六六四、暮月夜ムツツノアカツキヤミノ 闇夜乃……汝乎念金丹……「金丹」ノ左ニ貼紙別筆「カ子ニ古点」アリ。

× 卷十一、二六七〇、真素鏡 清月夜之湯徒者……「湯徒者」ノ左ニ貼紙別筆「ウツロヘハ古点」アリ。

× 卷十一、二七一〇、狗上之鳥籠山余有不知也河不知二五寸許瀬……訓「イサトロキコセ」ノ右ニ貼紙別筆「イサトロコタ

ヘヨ古点」アリ。

× 卷十一、二八〇四、高山余高部左渡……訓「カク」モト青。「高」ノ左ニ貼紙別筆「タカ古点」アリ。

× 卷十二、二九一五、妹登曰者無礼恐……歌ノ下ニ貼紙別筆「ナメシ古点」アリ。

× 卷十二、三二一七、荒津海吾幣奉將齋……「荒津海」ノ左ニ貼紙別筆「アラツノウミ古点可為名所也」アリ。

× 卷十三、三二七三、二無恋乎思為者……「二無」ノ左ニ貼紙別筆「フタツナキ古点」アリ。

○ 卷十三、三三四〇、母父裳妻裳子等裳高と丹来跡待人乃悲……訓「ケム」ノ右ニ「ラム古点」アリ。「ケ」ハモト青。

(×印は貼紙の書入であることを示す)

右の「古点」の校合書入の施された時期は明らかで無いが、貼紙の別筆書入中には、仙覚の註釈のみならず、室町期の萬葉集辞書『萬葉集目安』（撰者・成立年代未詳）を引用した個所（巻八、一五二〇、巻九、一七六六、同、一八〇九、巻十二、三三七八）があつて、尠くとも室町期に降るものを含んでゐることは疑ふ余地がない。ところでこれらの「古点云々」の記載はいかなる資料に基づいて書入れられたものであらうか。仙覚の『萬葉集註釈』の記述から出たものでない事は、仙覚抄に古点として挙げる所と一致するものが、右の西本願寺本書入二十八例中、わづかに巻九、一七六一の一所のみであり、しかも仙覚抄には「神邊」の古点「カミノヘ」とし、西本願寺本の貼紙書入には「カミヘ古点」とあつて相違するといふ事によつて明瞭である。然らば西本願寺本の校合書入者が、「古点」として書入れた訓点はいかなる資料から出てゐるのであらうか、また、西本願寺本に書き入れられてゐるこれらの「古点」の記載は、断片

的ながら天曆の古点の面影を探るための資料として利用し得る性質のものであるかどうかと言ふ事を次に考へて見なければならぬ。

先づ、西本願寺本はその巻第十二を除く十九巻は仙覚文永本の伝本と認められてゐるものであり、また巻第十二も、朱、墨、青等の数種の筆で爲されてゐる書入は、おほむね仙覚の本によつて爲されたものと認められるので、右の「古点云々」の校合書入の中にも仙覚本において仙覚自身が備忘のために施した書入を伝へるものがある事も考へられる。即ち、西本願寺本の校合書入中には、左の如く六条家本その他の本文及び訓の書入が見えるが、六条家本と言ふのは仙覚が文永の万葉集校勘に使用し、殊に珍重した伝本であつて、仙覚抄にもしばしば引用してゐるが、西本願寺本には仙覚抄に見えない六条家本の校異が尠からず見え、これが仙覚文永本に由来するものである事は明らかであると考へられる。してみれば、「古点」として掲出する訓の校異書入中にも仙覚文永本に基づくもののある事は考へられるところである。

今、西本願寺本に見える六条家本の校異書入を巻の順に示せば次の如くである。

○巻一、六七。旅余之而物タヒニシテモノコシキ之恋伎乃○毛……………鳴○毛ノ左ニ「事六条本有之」アリ。

○巻三、三七九。久堅之天原ヒサカタノアマノハラヨリ從……………奥山乃賢木之校余……………訓「サカキノエタニ」ノ右ニ「カ二条院御本六条本」アリ。

○巻四、六一二。中々者ナカナカニ點毛タマシホ有益呼……………「者」ノ左ニ「余六条本」アリ。

○巻五、八〇八。多都乃麻乎……………許牟比等乃多仁「仁」ノ左ニ「メイ六条本同」アリ。

○巻六、九四四。島隱……………真熊野之船……………「ミ」ノ右ニ「六条本
又イ同」アリ。

○卷七、一三五四、白菅之……不念君之……「君」ノ左ニ「吾六一本」、又、訓「キミ」ノ右ニ「ワレ六一本」アリ。

○卷七、一三六九、天雲近光而……「光」ノ左ニ「走六一本同」、訓「ヒカリテ」ノ右ニ「ハシリテ」アリ。

○卷八、一五二二、多夫手二毛投越都倍伎……朱頭書「タ夫手諸本多夫手六条本二条院御本流也殊勝也」アリ。

○卷十、二二二〇、左小牡鹿之……早田者不刈霜者雖零「不刈」ノ左ニ「カラシイ又イ同」アリ。

「雖零」ノ左ニ「ヲクトモ六一本同」アリ

○卷十五、三六八一題詞、肥前国松浦郡狛嶋ノ亭ノ船泊之夜……朱頭書「狛嶋二条院御本也」アリ。

○卷十六、三七九〇、足曳之王縵之兒……「玉」ノ左ニ「タマ六条本」アリ。

○卷十七、三九一九、青丹余之奈良能美夜古波……不鳴安良久余訓「ナカス」ノ下ニ「六本」「不鳴安良久余」ノ左ニ「ナ

カサラナクニ他本」アリ。

仙覚が万葉集校勘に使用した本としては、その外、法性寺殿（藤原忠通）自筆本の名も、巻第一、六七の歌の頭書

（朱筆）に、

伎乃多本無之。但法性寺殿御自筆本有之。

と見えてゐる。これらの校合書入が仙覚の校訂本から出てゐることは疑ふ余地があるまい。してみれば、上述の「古点」の校合書入中にも仙覚の校訂本から出てゐるものがあると考へられる。しかし、右の「六条本」その他、仙覚の校勘に用ゐた本の名が現れるのは、本文の傍や頭に書入れたものに限られ（その文字も本文よりはやく後のものと考へられる筆ながら、かなり古いものと考へられてゐる）、室町期の筆と見られる貼紙の書入の中には全く現れない。したがって、貼紙以外の校異に現れる「古点云々」の記載は仙覚の校訂本に由来するものと考へられるとしても、貼紙中のそれはこれと

區別して考へなければならず、仙覚本に由来するものと見ることは困難であらう。

そして、もしも貼紙以外の校合書入者による「古点云々」の記載が仙覚の校訂した本から出てゐることが認められるならば、これらは仙覚が「古点」と認めた訓と見てよいと考へられる。しかし、上述の如く、仙覚がその『萬葉集註釈』においては、必ずしも「古点」を厳密な意味で用ゐて居らず、次点をも含めた用ゐる方をしてゐる事からすれば、これらの「古点云々」も仙覚が次点と區別した「天曆時の古点」という意味で注したものであるか否かは疑問としなければならぬ。これをもつて直ちに天曆の古点の断片を示すものと見ることはできない。しかし、貼紙書入を除く本文と同筆の「古点云々」の書入の現れる歌は、少数にとどまるので例証とはならないが、仙覚本及び紀州本において肩に朱の合点符を有する歌、即ち仙覚が次点歌と確認したと考へられる歌を含んでゐないのに対して、貼紙書入においては、上に挙げた卷九、一七六一（「神辺」を古點カミへとする）は、西本願寺本・温故堂本・大矢本・京大本共に、訓の肩に朱の合点を有する歌で、明らかに次点歌と認められるものを含んでゐる。しかしながら、上述の如く仙覚抄に古点として掲げる訓点中にも、仙覚が次点歌と認めてゐたと考へられるものを含んで居る事からすれば、この事は必ずしも貼紙書入における古点の記載が仙覚本に由来する事を否定する例証とはならない。けれども貼紙書入は、西本願寺本の書写された時代よりもずっと後に施されたものと考へられるので、貼紙書入に現れる「古点云々」の校異は仙覚本以外の材料に由来するものと認めるのが至当であり、仙覚本に由来すると考へることは困難である。然らば室町期に貼紙書入を行った何ひとかは、いかなる資料によつて「古点云々」の校合書入をしたのであらうか。「萬葉集諸本系統の研究」（『校本万葉集』首巻）に云ふ如く、この貼紙による校異は、「仙覚本以外の古本によつて為されたものと考へられる」ものが大部分であつて、その点から言つても「古点云々」が仙覚本に由来するものとは考へ

難いのである。その事を裏書すると考へられるのは、この貼紙の校異の中には上掲の「古点云々」の校異の他に、古本或いはイ本として本文（漢字）、又は訓の校異を記したものが尠からずある外、「ヲフ古本」（巻四、五〇九、「臣女」ノ右）「ノケス古」（同、「不離」ノ右）の如く、訓の校異を挙げた下に単に「古」と記す例が数多く見出される事である。この「古」は「古点」の略とも考へられるが、又「古本」の略とも考へられる。これらの点から考へると、貼紙に「古点云々」の校異を書入れた人は、仙覚本以外の古本の訓を校合して、「古点」「古」或いは「古本」として校異を掲げたものと考へられる。つまりこの場合の古点は、「天曆期の古点」といふ厳密な意識を以て書き入れたものとは考へられず、古本に見える古い訓といふ程の漠然とした意味で之を書入れたに過ぎまいと考へられる。したがって、これらの西本願寺本に於ける貼紙に現れる「古点」もしくは「古」の訓点は直接「天曆の古点」を考察する資料とはなり得ないのであり、古点・次点を併せ含むものと考へなければならぬ。既に仙覚自身が仙覚本においては次点歌を古点の歌と区別しながら、仙覚抄においては古次両点を含めて古点と呼んでゐたのであるし、次点歌に朱の合点符をつけた仙覚も、寛元本においては古次両点異説あるものはこれを併記するといふ態度を採り、また文永本では、古次両点の詞句からその秀逸を選び更に自己の考へによつて修正も行つて古点を次点と区別して保存しようとはしなかつたのであるから、仙覚以後において古点と次点とを区別することが全く困難となつてしまつたのは当然であり、したがつて仙覚以後に古点として掲出されてゐる訓点の中に、次点と区別される、狭義の「古点」を求め得べくもないのはまことに当然の事と言はなくてはならない。

しかし、本稿で考察の対象とする古点は、固より古次両点を含めた広義の古点ではなく、次点（順朝臣之後人和字）と区別せられる、「天曆期の古点」の意味に限定せられた狭義のそれではなくてはならない事は言ふまでもない。しか

し、仙覚抄や西本願寺本の書入に「古点」として挙げる訓点が古次两点を含む漠然としたものであり、厳密な意味での古点の実態を考察するための直接的な資料では在り得ない事が上述の考察によって明らかになった以上は、この狭義の古点の実態を明らかにする方法は、自ら別途に見出されなければならないと云ふ事になるのである。

(二) 古点の制定事情と後撰集との関係

上述の如く、天曆五年の宣旨による撰和歌所設置の主目的は勅撰集即ち後撰集を撰ぶ事にあつたと見られるが、それと併せて既に読み解き難くなつてゐた萬葉集を「訓み解き撰ぶ」という今一つの大きな事業を担ふものであつたこともまた確かである。然らば次に来る問題は、この二つの事業は、関連した事業であつたか、それとも互に独立した事業として併行して行はれたものであつたかといふ事である。

この両者の関係をどのやうに捉へるかについては、後撰集に採られてゐる萬葉集の歌の性格と関連して両説が対立的に主張されて来た。

しかし、昭和二十九年四月発行の『萬葉』第十一号に奥村恒哉氏の「古点の成立と後撰集の萬葉歌」といふ論文が発表され、古来論じられて来たこの問題にほとんど決定的な断案が下されるに至つた。したがつてこの論文に附加すべき点は尠いが、この論文の後にもこの問題を論じた論文が二、三発表せられてゐる事でもあるので、ここに取り纏めて考察し、この問題に締め括りをつけて置くことにしたいと思ふ。

後撰集の萬葉歌については、はやく『八雲御抄』に、

後撰 不_レ入_二萬葉古今歌_一。但誤共入。

とあり、誤入としたが、降つて賀茂真淵も『三代集説』において、

萬葉の哥を語をも事をもよみ人をもあやまりて入し哥おほし。

と述べて誤入とし、それをもって後撰集未定稿説の一論拠とした。

しかるに、近代になってからは、萬葉集に古点を施した結果として、意識的に後撰集に萬葉集の歌を採録したものであらうとする説が現れ、尠からぬ学者によって支持されるに至った。

その先驅は児山敬一氏の『新講和歌史』（昭和六年刊）で、

萬葉の歌のそのまま又は少しく語句の異同があつて再び採られてゐるものが相当あるが、これは万葉の歌と知つてゐて、そのつもりで採つたのであらう。

としたが、必ずしも古点の結果であるとは言つてゐない。しかし、山岸徳平博士^(注)に至ると、「（萬葉集の歌を）読み解き、且つ選ぶのは後撰集の勅撰に連関して選出する事になつたものであらう」と、古点の作業を後撰集の撰定との関連において考へ、

後撰集は、源順等梨壺の五歌仙の撰である。萬葉集に古点をつけた人々が、直接に萬葉集の和歌を選んで載せたものであるから、古点の面目を知るには最も確な資料と言ふ事が出来るよう。

と述べて、後撰集の萬葉歌を古点の結果とする見解を明確にせられた。また、山田孝雄博士も、山岸博士と同様、その撰者が萬葉集点和の担任者であるから意識してとつたと見るべく、これらは古点その者を見る為には確かな資料といふべきものだが、あまりに数が無いのである。

と述^(注)べられた。以上が後撰集の万葉歌を古点が行はれた結果と解する説の代表的なものである。

これに対して、後撰集に採られた萬葉歌の作者や本文と比較して、これを古点の結果と見る事に疑問を挿んだ最初

の人は、管見では久松潜一博士であつて、『萬葉集研究史』（昭和二十三年刊）において、一方では、

やまと歌えらぶ所とあるのは、後撰集の撰定の事をさすとも思はれて、そのために古歌を集め、萬葉集もその一の資料としてその研究に進んだとも見られる。もしさうだとすると後撰集にとられた萬葉集の歌は古点の結果によつたとも見られる。

といふ仮説を述べられながらも、田中道麿が『撰集萬葉徴』及びその増補貼紙で挙げた後撰集の萬葉歌二十一首を調査して、『作者から見ても本文の異同を見ても忠実に萬葉集を研究した結果にもとづいたとは見られぬものがある』ことを指摘され、この事実に照らして、

後撰集に於ける萬葉歌の扱方と梨壺の五人の萬葉古点研究とは関係なく行はれたかもしくは後撰集の撰定の後に萬葉古点の研究に入つたかであろう。もし萬葉古点の結果によつて後撰集の萬葉歌がえらばれたとすれば、梨壺の五人による萬葉古点の研究はそれほど精密な作業ではなく、普通の読解を行つた程度であつたかも知れない。

と述べられた。しかしなほ結論に慎重を期し、両説を存せられた。そしてその後『日本文学研究史』（昭和三十二年刊）所収の「萬葉研究史の成立——古点を中心として」といふ論文においては、

かつて萬葉研究史では古点以前の訓かとしたが、現在では古点の歌としても見られるかと思ふ。それには古点を附したのが同じ梨壺の五人による後撰集の撰定より前であつたか、後であつたかといふ疑点が生ずるが、たとへ古点をなした以前に後撰集がえらばれたにしても、古点を附けた結果によつて改訂することはあり得るからである。

と述べ、

後撰集の萬葉歌を古点の歌とする時、拾遺集や古今六帖の萬葉歌が古点の歌と考へられるだけに問題を残すのであ

るが、古点以前の歌とも断じ難い。尠くとも古点の影響はうけて居ると見るべきであらうか。

と言はれ、むしろ一步退いて古点の影響を受けてゐるとする見解に傾かれた。しかし、久松博士の『萬葉研究史』の所説はこの問題の解決の方向をもっともはやく示唆されたものとして注目に値するものであった。

次に、後撰集のいはゆる萬葉歌を古点の結果とする考を否定する説の展開を見ると、武田祐吉博士は、昭和二十七年六月発表の論文^(注11)において、

古今和歌集、後撰和歌集にも、それぞれ数首の、萬葉集にある歌を載せてゐるが、それらは、萬葉集から直接得たものとは云ひ難い。

と断じられたが、何らその論拠を示されるところがなかった。

然るに同年九月、中村久氏によつて、この問題を真正面に据ゑて種々の点から詳細な検討を加へ、後述する如き多くの論拠を挙げて、「萬葉集から直接採録された所謂古点の歌ではない」と結論し、「萬葉とは別の間接的資料により後撰集に採録されたもの」であると推定した『後撰集の萬葉歌』と題する論文が発表されるに至つた。^(注12) またこの論文よりも尠し発表が遅れたが、上田英夫博士も、「古点・次点の歌とその點者」^(注13)において、

(一) 現存の後撰集に見える萬葉歌からは、源順等の、あの石山寺縁起等によつて伝へられるやうな訓読上の苦心は窺はれない。

(二) 赤人や家將の歌の如きも「よみ人しらず」として扱つてゐる有様で、寧ろ古くからの伝誦による萬葉歌を採りあげたのではないかとの印象を与へる。

といふ二点を挙げて、古点とは別の伝誦・資料によつたものであらうといふほぼ同様の推定を述べられたが、更に昭

和三十一年刊行の『萬葉集訓点の史的研究』においては、

源順等が後撰集に萬葉集の歌を採り入れたことは、時を等しくして行はれた萬葉集の加點事業とは或は別個の意図に出づるものであり、更にいふならば歌は萬葉集そのものから直接採つたものではなく、主として古くからの伝誦によつたものではなかつたかを疑はせのである。

として、後撰集の萬葉歌が古点とは無関係で主として古くからの伝誦によるものであつたらうとする見解を一層明確に述べて居られる。

しかしながら、上述の中村久氏の論文に一々検討を加へ、この問題に断案を下したとも見られるものは、上述の如く、昭和二十九年四月に發表せられた奥村恒哉氏の「古點の成立と後撰集の萬葉歌」といふ論文であり、その後にも杉谷寿郎氏や平井卓郎博士の詳細な論文が發表されてゐるけれども、中村氏の挙げる論拠に一々検討を加へた上で、更に後撰集の萬葉歌と萬葉原歌との比較による内証を加へ、後撰集の萬葉歌が古点と無関係であることを論証した氏の論は、既に動かし難い断案に達した論文であつたと言つてよいと思ふ。そこで先づこの中村・奥村両氏の論文に述べられてゐる論拠から見て行きたい。

奥村氏が要約せられたやうに、中村氏の挙げられた論拠は次の四項から成る。

その第一は、後撰集は古今集を規範とした筈であるから、「萬葉集に入らぬ古き歌」を奉らしめ給うた古今集の態度は當然後撰集の先例になつたであらう、といふ事

第二は、後撰集の萬葉歌を古点の結果得られたものと仮定すると、「萬葉集五千に近い作品中、彼等がよみ解き選び得た作品はわずか二十三首と言う事になる。中三首は作者明らかで而も皆平安時代の歌人の作品となつてゐるか

ら、減じて二十首となる。宣旨を蒙って五人も集い、梨壺でよみとき選んだ程の成果が纔か二十首であったとはどうしても考えられない」といふ点、

第三は、右と同じく古点の結果だといふ仮定を設けると「二十首の萬葉歌も萬葉集中に於いてはその五首が作者明らかな作品であるが、後撰集では皆読人知らずになっているという事実」がより大なる矛盾となるといふ点、

更に第四の論拠としては、後撰集の萬葉歌二十三首を萬葉集卷々との関係から見ると、萬葉集の卷十から十四首、卷八から五首、卷十二から二首、卷四・卷十七から一首づつとなり、卷十・八・十二等の卷々の歌が圧倒的に多いがこれらは「平安上半期文献に共通する事実であり、決して後撰集のみに現れた特殊の現象ではないのである。それは古点の結果ではなくして、萬葉のこれらの卷々が已に最も世に愛好流布されていた結果と思われ、斯かる一般的現象を無視して、後撰集のみに特殊の解釈を附与するのは適當でないと考えるのである」といふ点、

以上の四点である。この四項の論拠に奥村氏は一々検討を加へて居られるので、先づそれから見て行く事とする。

第一の論拠については、奥村氏は「全くその通りであると考へる」と賛意を表すると共に、

当時萬葉集は勅撰集と考へられてゐたのだから（「御筆宣旨奉行文」、古今集序、後拾遺集序など）既に萬葉集に出た歌をもう一度勅撰集である後撰集に載せることはあり得ないと考へられるのである（「萬葉集に入れる歌はこれを除かず」と序に断つて萬葉集の歌を採録する先例をひらいた新古今集以後は問題が別だとする）。

と述べ、この論は更に強化されるとして居られるが、論それ自体としては首肯できるものである。

第二の論拠についても、奥村氏は「その通りである」と認める一方、後撰集が「天曆九年正月七日以前の三箇年の間に完成したと考へられる」のに対して、古点の作業は康保年間まで続けられ、完成したと考へられる事を、『本朝文粹』

所収の源順作「病中聞羽林藤將軍題夜行舍人鳥養有三之絶句兼見藤播州橘員外源進士等奉和之古調一読感一歎繼以狂歌」によって考証し、「古点の完成は後撰集の完成よりも八年乃至十一年おくれである」のだから、中村氏の指摘はまことに当然の事であるとしてをられる。

しかし、中村氏の「歌数が余りに尠いから古点の結果とは考へられない」といふ論拠は多分に主観的なものであって、それだけでは古点の結果であることを否定する客観的な論拠とはなし得ないと思ふ。

第三の論拠については、奥村氏は、中村氏のやうに「五首だけが作者名がかはつているからと言って二十三首全部が萬葉集からとられたものではない、とまですることには不安があるが」と前提した上で、

少くとも作者名変更のある七首（田中本後撰集によれば八首）は萬葉集からの直写とはいふがたい。

と、中村氏の説を限定した上で承認された。これは奥村氏の評の通りであると思ふ。

終りに第四の論拠についても、第二の場合と同様、「中村氏の論はそれ自身承認される」が、古点の方が後撰集よりおくれであるといふ成立年代の考証からすればそれは「当然の帰結」であると思ふ。

しかし、後撰集の撰者がその好尚にしたがつて、古点をつけた萬葉集の中から数首の歌を選んだと仮定しても、その歌が平安朝歌人の好尚の反映として萬葉集の特定の巻々に偏向することは当然あり得ることと考へられるから、中村氏の第四の論拠も古点の結果であることを否定する客観的・積極的な根拠とは必ずしもなし難いと考へられる。

そして奥村氏は「結極、中村氏の論拠は、第一が外部徴証によつたもの、第二、第四は古点の結果とする矛盾がおこるといふこと、第三は内部徴証によつて七首が萬葉からの直写でないことを示された」ことになると思ふ。纏めてをられるが、第二・第四は上述の如く多分に主観的な判断であつて、必ずしも積極的な論拠とはなり得ないものと考へる。

ので、第一・第三が重要な指摘であると思はれる。

第一については、奥村氏は中村氏が「誤入と解しても決して多いとは思われない」と片付けられたのを疑問とし、後述する如く、「萬葉歌乃至類似の歌が混入してゐる後撰集を完成して撰者が痛痒を感じなかったのは何故であるか」といふ問を設けて之に答へる事によつて中村氏の論拠の強化を試みると共に、第二、第四の論拠については、古点の成立が後撰集よりもおくれるといふ外部徴証によつてその当然性を説明し、更に第三の内部徴証については、作者名の問題だけにとどまらず、後撰集の萬葉歌と萬葉原歌とを比較する事によつて、「結極、後撰集の萬葉歌で直接萬葉集から採用したと思はれるものは一つも無い」と結論し、「古今集の先例と、萬葉集も勅撰集と思はれてゐたといふこと」との外部徴証による「後撰集は萬葉集から直接材料を得てゐないだらう」といふ予想は、「後撰集の内部からも証明し得る」事を結論され、かくして、中村氏や上田博士の結論に決定的な論証を与へられたのである。

この奥村氏の論文の後に現れたのが、杉谷寿郎氏の「後撰集の萬葉原歌—撰集との関連において—」及び平井卓郎博士の「後撰集中の萬葉歌の考察」の二論文であつて、杉谷氏は後撰集の萬葉歌の本文と、萬葉原歌の本文とを精細に比較して、両集に読人名を持つ九首がすべて読人が一致しない事の外に、歌本文を比較して、「古点と異同する箇所が甚だしく、萬葉集を資料としたと考えるのを躊躇しなければならなからう」「萬葉集を如何様に訓んでも、後撰集の本文の如くは訓み得ない箇所が多い」と、指摘すると共に、更に『家持集』、『柿本集』、『赤人集』、『古今和歌六帖』等の本文と比較する時、「各歌集の各本が万葉系か後撰系かの本文を持」ち、「同一本において萬葉集系と後撰集系と殆んど乱れない」といふ事実を指摘し、

萬葉集系の本文を持つ本は文献書写による経路で現在見る姿に萬葉集と繋がり、後撰集系の本文を持つ本はこれと

対立的な経路を持っていたと考えてよい。

と述べ、「後撰集の萬葉集関係歌は、萬葉集を資料としたのではないこと」を結論された。

また平井博士も、後撰集中の萬葉集関係歌二十四首を、萬葉集の原歌の、古写本の中でもその歌の訓の知られる最も古いものを採りあげて比較吟味すると共に、三十六人集中の柿本集・赤人集・家持集、また古今和歌六帖の本文とを比較し、後撰集の萬葉歌中、萬葉と全く同歌とみてよいかと思はれる歌は三首に過ぎず、萬葉集の歌とはその伝誦系統を異にすることを辿り得るものが含まれてゐることを明らかにして、「萬葉集から直接とつたものではなく、萬葉集を離れた伝承によつたものであらうと考へざるを得ない」といふ杉谷氏とはほぼ同様の結論に到達したのである。そして、「後撰集の萬葉歌は、あるひは古点の行はれる前に撰定が済まされてゐたのではないか」と想像してゐるが、平井博士は奥村氏の論文を見落されたらしく、この想像は奥村氏の考証による時にはじめて動かし得ないものとなるのである。しかし、奥村氏が外部徴証にもとづいて古点成立の時期を後撰集の撰定よりも後とした説を、平井博士の萬葉原歌及び諸撰集との比較による推論も亦、裏づけた結果となつてゐる。

以上、諸家の研究によつて、後撰集の萬葉集関係歌が古点の結果であり得ない事は既に明白となつたと考へられるが、ここで今一度、之まで明らかにせられた論点を私なりに整理すると共に、若干の私見を加へて此の問題を締め括りたいと思ふ。結論は、「後撰集中の萬葉歌は直接萬葉集から採られたものではなく、勿論古点の結果を反映したものではない。萬葉集とは別系統の伝誦的資料から採られたものである」といふ事になるが、その論拠は奥村氏を始めとする諸家の研究に従つて次の如くに整理することができるであらう。

先づ外部徴証としては、

④後撰集の成立は、奥村氏によれば「天曆九年正月七日以後天徳二年正月七日以前の三箇年の間」^(注16)とされ、更に村瀬敏夫氏^(注17)によって天曆九年に限定できるとする説が提出され、天曆九年説はまづ妥当な説として認められてゐるのに対し、古点の完成は奥村氏が康保年間と推定された説に従ふべく、後撰集の完成よりは十年前後遅れてゐると考へられる。^(注18)

⑤中村氏の説の如く、後撰集の規範は古今集にあつたと考へられ、「萬葉集にいらぬ古き歌」を奉らしめ給うた古今集撰述の態度も後撰集に受けつがれたと考へられる。のみならず、奥村氏の説の如く、萬葉集は当時勅撰集と考へられてゐたのであるから、既に萬葉集に出た歌をもう一度勅撰集である後撰集に載せることは原則的にあり得なかつたと考へられる（序に「萬葉集に入れる歌はこれを除かず」と断つて新例をひらいた新古今以後は問題が別である）の二点に整理できるであらう。

⑥が承認せられるならば、古点に先立つて撰ばれた後撰集の萬葉歌は当然古点の結果とは見られないといふ事になる。しかしながら、それは必ずしも後撰集の本文が古点と無関係と言ふことの保証にはならない。久松博士の言はれる如く、「たとへ古点をなした以前に後撰集がえらばれたにしても、古点を附けた結果によって改訓することはあり得る」^(注20)と考へられるからである。それに対しては⑤の後撰集は原則として萬葉集の歌を採らなかつたはずだといふ論拠が反論の論拠となるであらう。

しかし、後撰集の中には、萬葉歌乃至は萬葉類似の歌が二十三首も入つてゐるといふ事は厳とした事実である。したがって、その二十三首の萬葉歌乃至は萬葉類似歌が古点の結果ではないといふ事が内部徴証によって証明せられなければ、右の外部徴証による推定は未だ決定的なものとはし難いといふ事にならざるを得ず、その結果如何によつて

は外証による推定そのものが再検討を迫られる事になる。そこで上述の如く多くの学者の努力が後撰集のいわゆる萬葉歌の性格の検討に注がれて来たのは真に当然であつた。そこで内部徴証による論拠を整理するために、屋上屋を架する嫌ひはあるけれども、本稿でも先づ後撰集の萬葉関係歌の本文を示し、萬葉集の古訓と対比する事を通じて、上述の奥村氏・杉谷氏・平井氏等の結論の動かし得ない事を確認して置きたいと思ふ。

以下後撰集の本文は小松茂美博士の労作『後撰和歌集校本と研究』に拠つて、卷十まではその校本の底本とされた二荒山神社本の本文を掲げ(但し欠落の部分は冷泉為相筆本によって補ふ)、異文のうち、萬葉歌の考察に関連のある主要なものをも同書から摘記することとし、卷十一以下は冷泉為相筆本の本文を掲げ、『後撰和歌集校本と研究』所掲の伝堀河具世筆本・承保三年奥書本、大阪女子大学編『後撰和歌集総索引』(昭和四十年刊)所収の高松宮家藏天福本・中院家旧藏・定家無年号本・大山寺藏貞応二年本・浄弁本及び八代集抄本をもつて対校し、本稿に関係ある主要な校異をも示した。

ところで後撰集のいはゆる萬葉歌は田中道麿の『撰集萬葉徴』では貼紙の歌を加へて二十一首となつて居るが、上田英夫博士は二十五首と言はれ、平井卓郎博士は二十四首を挙げられた。しかし平井博士が挙げられた歌のうち、河原にいでてはらし待けるにおほいまうちぎみいであひて待ければ あつたどの朝臣の女

ちかはれしかもの河原に駒とめてしばし水かへ影をだに見む

の一首は、

左檜隈 檜隈河爾 駐馬 馬爾水令飲 吾外將見(卷十二、三〇九七)

さひくまのひのくまがはにこまとめてこまにみづかへわれよそにみむ

と、詞書・作者・本文共に異同甚しく、同一歌の異伝とは到底認められず、明らかに別歌と認められるので、中村氏奥村氏共に之を除く次の二十三首を萬葉歌とされたのに従ふべきであると考へられる（巻の下の歌番号は流布本のそれに拠り、また萬葉集本文は塙書房刊『萬葉集本文篇』に拠る）

たいしらす

(1) 卷一 22 わかせこにみせんとおもひしむめのはなそれともみえすゆきのふれゝは

汀寄作者名「あかひと」、慶宮仁「赤人」アリ。

（萬葉集卷八 1426 山部宿祢赤人歌）

吾勢子爾 わがせこに 令見常念之 みせむとおもひし 梅花 うめのはな 其十方不所見 それともみえず 雪乃零有者 ゆきのふれれば

（類聚古集） わかせこにみせむとおもひしむめのはなそれともみえすゆきのふれゝは

(2) 卷一 23 きてみへきひともあらしなわかやとのむめのはつはなをりつくしてむ

慶汀寄仁「よみ人しらす」アリ。

（萬葉集第十 238 詠花）

来可視 きてみべき 人毛不有尔 ひともしあらなくに 吾家有 わがへなる 梅之早花 うめのはつはな 落十方吉 ちりぬともとし

（元暦校本） きてみへきひともあらなかにわかいへなるむめのはつはなちりぬともよし

(3) 卷一 33 かきくらしゆきはふりつゝしかすかにわかいへのそのにうくひすそなく

うくひすそなく 太「うくひすのなく」。松「鶯のなく」。烏「うくひすなくも」。

（万葉集第八 1441 大伴宿祢家持鶯歌）

打霧之 うちきらし 雪者零作 ゆきはふりつ 然為我二 しかすがに 吾宅乃苑爾 わがへのそのに 鶯鳴裳 うぐひすなくも

(類聚古集) うちきらしゆきはふりつゝしかすかにわかいへのそのにうくひすなくも

(4) 卷一 37 きみかためやまたのさはにゑくつむとぬれにしそてはいまもかはかす

ゑくつむと、桃「せりつむと」いまもかはかす、増「いまたかはかす」、慶「けふもかはかす」、堀「またもかはかす」、鳥「ほせとかはかす」

(萬葉集卷十 1839)

為君 山田之澤 恵具採跡 雪消之水爾 裳裾所沾

(元暦校本) きみかためやまたのさはにゑくつむとゆきけのみつにもすそぬらしつ

たいよみひとしらす

(5) 卷二 62 はるくれはこかくれおほきゆふつくよおほつかなしやはなかけにして

はるくれは、鳥「はるなれは」、おほつかなしや、静嘉東松官科太蜂高為等「おほつかなしも」、北野八増「おほつかなくも」、はなかけにして、片「ヤマカケニシテ」

(萬葉集卷十 1875 詠月)

春去者 紀之許能暮之 夕月夜 鬱東無裳 山陰爾指天 一云春去者 木陰多 暮月夜

(元暦校本) はるされはこかくれおほきゆふつくよおほつかなしもやまかけにして

たいよみひとしらす

(6) 卷四 177 ひとりしてものおもふわれをほとゝきすこゝにしもなくこゝろあるらし

たいよみひとしらす、堀嘉條八「たいしらす」、北東松宮増等「題しらす」、静、詞書・作者名ナシ。ひとりして、松宮科太八増等「ひとりゐて」、静嘉北東等「独ゐて」。ものおもふわれを、片「モノオモフワレニ」堀「物おもふやとに」

古代萬葉集研究史稿

(萬葉集卷八) 1476 小治田朝臣広耳歌

ひとりゐて ものおもふより 独居而 物念夕爾 雀公鳥 ほときす 從此間鳴渡 こゝろあるらし 心四有良思

(類聚古集) ひとりゐてものおもふよひにほとゝきすこゝなきわたる心あるらし

(7) 卷四 187 たひねしてつまこひすらしほとゝきすかみなひやまにさよふけてなく

かむなひやまに、榊「かみなひをかに」

(萬葉集卷十) 1938 詠レ鳥反歌

客爾為而 たひにして つまこひすらし 妻恋為良思 雀公鳥 ほときす 神名備山爾 かむなびやまに 左夜深而鳴 さよふけてなく

(元曆校本) たひにしてつまこひすらしほとゝきすかみなひやまにさよふけてなく

(8) 卷四 199 わかやとのかきねにまきしとこなつははやもさかなんよそへつゝみむ

かきねにまきし、堀静東松科太嶸高為八増等「かきねにうへし」とこなつは、桃静嘉東松宮科太嶸高為八増等「なてしこは」はやもさかなん、関篠八「はなにさかなん」。よそへつゝみん、八「よそへつゝみよ」

(萬葉集卷八) 1448 大伴宿禰家持贈坂上家之大嬢歌

吾屋戸爾 わがやとに まきしなでしと 時之瞿麦 いつしかも 何時毛 はなにさかなむ 花爾咲奈武 なそへつみむ 名蘇經乍見武

(類聚古集) わかやとにうゑしなてしこいつしかもはなにさかなむよそへつゝみむ

(9) 卷四 204 なてしこはなちりかたになりけりわかまつあきはちかくなるらし

わかまつあきは、白片「わかまつあきそ」、桃嘉科太八増等「わかまつ秋そ」。ちかくなるらし、増「ちかくなるらん」、桃「ちかくなる覧」。

(万葉集卷十) 1972 詠レ花

野辺見者のべみれば 瞿麦之花なでしこがはな 咲家里さきけり 吾待秋者わがまつあきは 近就良思母ちかづくらしも

(元暦校本) のへみれはなてしこのはなさきにけりわかまつあきはちかつくらしも

(10) 卷五 234 たまかつらたえぬものからあらたまのとしのわたりにたゝひとよのみ

としのわたりに、鳥鳥片宮梅閑篠寄片宮梅閑篠寄汀飛八増等「としのわたりは、堀堀」としのわたりを」

(万葉集卷十 2078 七夕)

たまかつら 不絶物可良たまかつら たえぬものから 佐宿波さゆうは 年之度尔としのわたりに 直一夜耳ただひとよのみ

(元暦校本) たまかつらたえぬものからさぬるよはとしのわたりにたゝひとよのみ

ひこほしたなはたを

(11) 卷五 239 あまのかはとほきわたりはなけれどもきみかふなてはとしにこそまで

とほきわたりは、桃桃「遠きわたりに」。鳥鳥「とほきわたりを」。としにこそまで、片片「トシニヒトタヒ」。

(萬葉集卷十 2055 七夕)

あまのかはとほきわたりは 無友なげれども 公之舟出者きみがふなでは 年尔社候としにこそまで

(元暦校本) あまのかはとほきわたりはなけれどもきみかふなてはとしにこそまで

よみひとしらす

(12) 卷五 243 あまのかはせむのしらなみたかれとたゝわたりきねまつにくるしも

せむのしらなみ、汀寄汀寄「せむにしらなみ」。たゝわたりきね、桃嘉太聽宮梅閑淨八等「たゝわたりきぬ」。まつにくるしも、片堀桃

靜嘉北東宮太聽高為八増等「まつにくるしみ」、科「待かくるしみ」

(萬葉集卷十 2085 七夕)

あまのがは あまのがは 湍瀨白浪 せせじしなみ 雖高 たかひとも 直渡来沼 ただわたるぬ 待者苦三 まはくろしあ

(元暦校本) あまのかはせゝにしらなみたけれとたゝわたりきぬまではくるしも

(13) 卷五 244 あきくれはかはきりわたるあまのかはかみゝつゝこふるよそおほき

こふるよそおほき、汀寄仁飛「こふる日そおほき」、科梅「こふるひのおほき」、堀「恋ぬ日そなき」、桃「恋ぬ日はなし」

(万葉集卷十 2037 七)

あきされば あきされば 秋去者 あきさりたる 河霧立 かはにむさめて 天川 こふるよそおほき 河向居而 あまのがは 恋夜多

(元暦校本) あきされはかはきりたちてあまのかはかはにむかひてこふるよそなき

(14) 卷六 295 あきのたのかりほのやとのにほふまでさけるあきはきみれはあかぬかも

あきのたの、慶「秋田かる」。かりほのやとの、北八増「かりほの庵の」、堀「かりほすやとの」。みれはあかぬかも、片堀静北宮太

蛸為増等「みれとあかぬかも」

(萬葉集卷十 2100 詠花)

あきたかる あきたかる 秋田刈 あきたかる 借廬之宿 かりはのやど 丹穂経及 にほふき 咲有秋芽子 さけるあきはき 雖見不飽香聞 かれとあかぬかも

(元暦校本) あきたかるかきほのやとりにはふまでさけるあきはきみれとあかぬかも

よみひとしらす

(15) 卷六 300 しらつゆのおくたにをしきあきはきををりてはあやなおきやからさん

よみひとしらす、白「つらゆき」。おくたにをしき、鳥白嘉「おかまくをしき」、松東宮梅篠「をかまくをしき」、桃北科太蛸八増等「をかまくをしき」。をりてはあやな、鳥東松宮「おりてはさらに」、静嘉科太八増等「折てはさらに」おきやからさん、飛「われやからさん」、篠「われやからさん」、堀「われやかくさん」、東松宮高為等「我やかくさん」、静北八増等「我やかさん」

(万葉集卷十 2099 詠花)

白露乃 しらつゆの おかまくをしみ 置卷惜 あきはきを 秋芽子乎 をりのみたりて 折耳折而 おきやからさむ 置哉枯 おきやからさむ

(元暦校本) しらつゆのおかまくをしみあきはきをりのみをりておきやからさむ

(16) 卷六 305 (わかやとのおは) なかうへのしらつゆを (けたすてた) (ま) かにぬくものにもか

おはなかうへのしらつゆを、胡「おはなかうへにおくつゆを」

(萬葉集卷八 1572 大伴家持白露歌)

吾屋戸乃 わがやどの 草花上之 をばがうへの 白露乎 しらつゆを 不令消而玉爾 けたずてたまに 貫物爾毛我 ぬくものにもが

(類聚古集) わかやとのをはなかうへのしらつゆをけたすてたまにぬくものにもか

やまとへまかるついでに

(17) 卷六 359 かりかねのなきつるなへにからころもたつたのやまはもみちしにけり

なきつるなへに 浄「なきつるからに」

(萬葉集卷十 2194 詠黄葉)

鴈鳴乃 かりかねの 来鳴之共 きなきしなへに 韓衣 からころも 裁田之山者 たつたのやまは 黄始有 もみちそめたり

(元暦校本) かりかねのきなけるなへにからころもたつたのやまもみちしにけり ハモミロソメタリ (赅)

(18) 卷七 376 いもかひもとくとむすふとたつたやまやまそもみちのにしきおりける ふかやふ

堀桃静嘉北東松宮科太八増等「ふかやふ」ナシ。やまそもみちの 白梅関篠飛等「いまそもみちの」。にしきおりける、白堀「にし

きなりける」

(萬葉集卷十 221 詠二黄葉一)

妹之紐 いもがひも 解登結而 とくとむすびて 立田山 たつたやま 今許曾黄葉 いまこそもみち 始而有家礼 そめてありけれ

(元曆校本) いもかひもとくとむすひてたつたやまいまこそみちはしめたりけり レ(緒)

19 卷七 377 かりなきてさむきあしたのつゆならしたつたのやまをみたすもみちは

みたすもみちは、嘉梅篠江寄八増等「もみたすものは」飛「もみちますものは」堀「てらす物かは」

(萬葉集卷十 218 詠二黄葉一)

鴈鳴之 かりがねの 寒朝開之 さむあさけの 露有之 つゆなほし 春日山乎 かすがのやま 令黄物者 にほはすものは

(元曆校本) かりがねのさむきあしたのつゆならしかすかのやまをにほはすものは モミタス(緒)

20 卷十 582 かくてふるものとしりせはよはにおきてあくればきゆるつゆならましを

白「こころさしふかき人にあはすて」ノ詞書アリ。

かくてふる 堀静東宮科雄高為八等「かくこふる」。よはにおきて 白静宮関等「よるはおきて」。

(萬葉集卷十二 3038)

如此將恋 かくこひむ 物等知者 ものとしりせば 夕置而 ゆふへおきて 旦者消流 あしたはけぬ 露有申尾 つゆなましを

(元曆校本) かくこひむものとしりせはゆふへおてつとにはきゆるならましを ツユ(緒)

21 卷十 671 しらなみのさはくいりえにくふねのかちとりあへぬこひもするかな おほとものくろぬし

さはくいりえに、堀「よするいそまに」、桃嘉東松宮科雄為関梅淨等「よするいそまを」高「よするいそへを」

(萬葉集卷十七 3961 相飲歌 大伴宿祢家持作)

しらなみの 白浪乃 余須流伊蘇未乎 榜船乃 可治登流間奈久 於母保要之伎美

(元曆校本) しらなみのよそるいそまをこくふねのかちとるまなくおもほゆるきみ

やむことなき事によりてとをき所にまかりてたむ月許になんまかりかへるへきといひてまかりくたりてみちよりつかはしける

(22) 卷十一 744 月かへて君をは見むといひしかと日たにへたてすこひしきものを

日たにへたてす 堀「日たに暮れは」 承「ひたにくるれば」

(萬葉集卷十二 313) 月易而 君乎婆見登 念鴨 日毛不易為而 恋之重

(元曆校本) つきかへてきみをはみむとおもふかもひもかへすしてこひのしけむ

(23) 卷十八 1299 我も思ふ人もわするなありそ海の浦吹風のやむ時もなく

題しらす ひとしきのみこ 均子 承「題不知よみ人も」八「ひとしきのみこ 均子内親王 寛平皇女」

(萬葉集卷四 606 笠女郎贈大伴宿禰家持歌)

われもおもふ 吾毛念 人毛莫忘 多奈和丹 浦吹風之 止時無有

(元曆校本) われもおもふひとともわするなおほなわにうらふくかせのやむときなくあれ

以上、例によって、題詞、作者、本文の異同を表に纏めて見ると別表の如くなる。

後撰集の本文は底本によるが、諸本と対校して明らかに底本の誤と認められたものは訂正して掲げ、又萬葉集原歌に近い本文が対校の諸本中に認められるばあひは、() を附して併記することとした。

萬葉			後撰		
本文	作者	題詞	本文	作者	題詞
	赤人			(ナ 赤人)	だいしらず (1)
第二句ヒト モアラナカ ニヘナナル 第三句ワカ イヘナナル 第四句チリ ヌトモヨシ	ナシ	詠花	第二句ヒト モアラシナ 第三句ワカ ヤトノ 第四句ヲリ ツクシテム	ナシ	(2)
第一句ウチ キラシ 第五句ウク ヒスナクモ	家持	羈歌	第一句カキ クラシ 第五句ウク ヒスナク (ウクヒス ナクモ)	ナシ	(3)
下句ユキケ ノミツ スソヌラシ ツ	ナシ		下句ヌレニ シソテハイ スマカハカ	ナシ	(4)
第一句ハル サレハ 第四句オホ ツカナシモ 第五句ヤマ カケニシテ	ナシ	詠月	第一句ハル クレハ 第四句オホ ツカナシヤ (オホツカ ナシモ) 第五句ハナ カケニシテ (ヤマカケ ニシテ)	ナシ	だいしらず (5)
第一句ヒト リキテ 第二句モノ オモフヨヒ ニ	小治田朝臣 耳		第一句ヒト リシテ (ヒト トリキテ) 第二句モノ オモフワレ ヲ (モノオ モフヤト ニ) 第四句コ ニシモノ ナク	ナシ	だいしらず (6)
第一句タヒ ニシテ	ナシ	詠鳥	第一句タヒ ネシテ	ナシ	(7)
上句ワカヤ ナニウエ ツシカモ ニサカナム 第四句ハナ	家持		上句ワカヤ トノカキネ ニ (カキネ ウヘシ) コナツコ (ナテシ ハ) 第四句ハヤ モサカナ (ハナニ カナン)	ナシ	(8)

萬葉			後撰			
本文	作者	題詞	本文	作者	題詞	
上句ノヘミ コノハナサシ キニケリ	ナシ	詠花	上句ナテシ コノハナチ リニケリ	ナシ		(9)
第三句サヌ ラクハ	ナシ	七夕	第三句アラ タマノ	ナシ		(10)
	ナシ	七夕		ナシ	ひこぼした なばたを	(11)
第五句マテ ハクルシモ	ナシ	七夕	第五句マツ ニクシモツ ルシミ	ナシ		(12)
第一句アキ サレハカハ 第二句カハ 第三句カハ 第四句カハ ニムカヒテ	ナシ	七夕	第一句アキ 第二句ハカ 第三句タハ 第四句ツツ カミツツ	ナシ		(13)
第一句アキ タカルアキ 第二句ヤカリ ホノヤトリ 第五句カレ モトアカヌカ	ナシ	詠花	第一句アキ 第二句ノア 第三句カノ 第四句カリ イホノヤ 第五句ホノ ハカヌカ モアカヌカ	ナシ		(14)
第二句オカ マクヲシミ 第四句ヲシ 第五句ヲシ ヤカラサム	ナシ	詠花	第二句オク タニヲシ ラシキマ フシキマ テハナリ サヤハナ キヤニヤ カンヤラ カサラヤ	ナシ		(15)
	家持	白露歌		ナシ		(16)

万葉			後選		
本文	作者	題詞	本文	作者	題詞
第二句ナヘニケルナヘニ	ナシ	詠二黄葉一	第二句ナヘニツルナヘニカラニ	ナシ	やまとへまにかるついで
第二句ヒトク下句イマコソモミチケ	ナシ	詠二黄葉一	第二句トムスフ下句ヤマソモミチノニシキオリケル(イマソニシキナリケル)	(ナカヤシ)	
第一句カリカネノカス第四句ヤマラ第五句(スミノハス)モノ	ナシ	詠二黄葉一	第一句ナキテ第四句タツタノヤマヲ第五句ミタス(モミチハ)モノハ	ナシ	
第一句カクコヒム第二句ユフヘオキテ第四句ユルトニハキユル	ナシ		第一句カクテフル(カクコフル)第三句ヨハニオキテ(ヨルハオキテ)第四句アクレハキユル	ナシ	こゝろざしふかき人にあはすて
第二句ヨソ下句カチトマルナクオミ(ヘシ)キル	家持	相飲歌	第二句サハクイリエニ(ヨスルイソマヲ)下句カチトリアヘヌルカナヒモスルカ	大伴黒主	
第三句オモフカモ第四句ヒモカヘスコヒ第五句コヒノシケ、ム(キ)	ナシ		第三句イヒシカト第四句ヒタニヘタテス(ヒタニク)第五句コヒシキモノヲ	貫之	やむことなき事によりて……
第三句オホナワニ第五句クア	笠女郎	贈大伴宿禰家持歌	第三句アリソウミノ第五句ナクトキモノナク	(ナナ内親王)	題しらす

別表について見れば明らかなやうに、萬葉原歌と同一の本文と認められるのは、既に奥村氏が指摘された通り、(1)後撰22(萬葉¹⁴²⁶) (11)後撰239(萬葉²⁰⁵⁵) (16)後撰305(萬葉¹⁵⁷²)の三例だけである。しかし、(11)は萬葉集に無い「ひこほしたなはたを」といふ詞書があり、また片仮名本(奥村氏によれば田中本も)によれば結句が「トシニヒトタビ」とあって、萬葉集とは本文もちがってゐて、萬葉集から直接採録したとは考へられない(もつとも「トシニヒトタビ」の本文を有するのは片仮名本等一、二本であるから、却つて之は後世の変改とも見られるが、萬葉集に無い詞書は諸本共通であつて、この事実だけで萬葉集から直接採録したものでは無い形跡が見られると言つてよいであらう)。次に、(1)(16)については、奥村氏は「明白な萬葉集の作者がかへられてゐるのであるから、これも萬葉集からのものとは言へぬ」と言はれた。しかし、(1)の作者は、伝二条為世・為明・為冬寄書本、慶長本、高松宮家藏二冊本、家仁親王自筆奥書本によれば、赤人とあつて萬葉集のそれと一致する。けれども多くの古写本において読人知らずとなつてゐるばかりではなく、他の萬葉歌人の歌ではいづれも読人知らず、もしくは明らかに萬葉歌人と異なる平安朝歌人を作者としてゐる例のみであり、後撰集では萬葉歌人の作と明らかなものは採らない方針であつたと考へられるから、これは後撰集の伝来の過程において、萬葉集原歌もしくは赤人集にある事を発見して記しておいた注記が本文に混入して生じた現象と考へられる。そして、汀寄仁三本にはいづれも作者名の脚に「一本無」とあるばかりではなく、片仮名本では作者名の位置に「卅六人金玉深窓万葉、冷赤人歌也」の注があり、また東北大学図書館蔵八代集本、東常緑筆本、山科言国筆本、高松宮家藏定家筆臨摹本、冷泉為筆本等、歌の頭に「万」或いは「萬葉」の注附がある事が小松博士の『校本』によつて知られることは、上述の推定の傍証たるに十分であると考へられる。(16)については、萬葉集の作者家持を諸本いづれも読人知らずとしてをり萬葉集にある題詞も後撰集には無いので、萬葉集からのものではないと断じて問題が無いであらう。他の二十首はい

づれも萬葉集の本文（古點と推定されるもの）と相違がある。中で(21)(22)(23)は既に奥村氏が指摘された如く、「作者が夫々黒主、貫之、均子内親王（宇多天皇皇女）となつてをり、貫之の場合は長い詞書までついてゐる」て、いづれも萬葉集からのものでないことは明白である。また(18)も、二荒山神社本等では作者が深養父となつてゐるばかりでなく、本文も大きく相違してゐて萬葉集からのものとは認められず、(3)(8)は萬葉集の作者家持がよみ人しらず、(6)も同様小治田朝臣広耳がよみ人しらずになつてゐるので除かれる。

結局問題として残るのは、(2)(4)(5)(7)(9)(10)(12)(13)(14)(15)(17)(19)(20)の十三首であるが、(2)(4)(9)(15)(19)はいづれも本文が大きく相違してゐて、萬葉集から採録したものと考へられず、(17)は第二句に少異があるのみであるが、萬葉集に無い「やまとへまかるついでに」といふ詞書があつてこれも除外される。また(20)も、既に奥村氏指摘の如く、白川切等には萬葉集には無い「こゝろさしふかき人にあはすて」の詞書があり、之によれば萬葉集からの採録とはし難い。次に(5)は、片仮名本によれば、第五句「ヤマカケニシテ」と萬葉集の本文と一致し、第一句を除きほとんど萬葉集に一致した本文が得られるが、他の諸本はいづれもヤマカゲをハナカゲもしくはハナノカゲに作り、片仮名本では歌の頭に「万葉十」の集付があつて、万葉集を参看した結果による本文の更改と考へられる。したがつてハナカゲとする諸本の本文が後撰集本来の本文と推定され、とすれば萬葉集から直接採録したものとは考へられない。また(13)は第一、二、三の三句にわたつて相違があり、殊に第二、第四句は全く後撰集の様に訓むことは不可能と認められるから、これも除外してよい。(14)も第五句は諸本によつて訂正されるとしても第一、二句にわたり少異があるが、最も大きな相違と認められる第一句アキノタノが、慶長本（静嘉堂文庫蔵）によればアキタカルとなつて萬葉集に一致することとなり、之に従へば第二句は萬葉集の古点として認め難い程の相違ではないと言ひ得るやうである。しかしアキタカルの本文に作

るのが一本のみであるといふ事は、逆に伝来の過程において萬葉集を校合した結果によって生じた本文で無いかを疑はせるものである。また、残る(7)(10)(12)はそれぞれ一句に少異が認められるのみであるが、(10)の第三句アラタマノは萬葉集の原文「佐宿波」をこのやうに訓むことは到底不可能と認められるほどのものであり、『校本萬葉集』を検しても同じ訓を発見できない。(7)は第一句タビニシテがタビネシテと一字相違するのみだが、やはり萬葉集原文「客爾為而」をかく訓んだとは考へ難いし、『校本萬葉集』にも同訓を見出し得ず、伝誦による変化と見る方が自然である。(12)もマツニ・マタバの少異があるだけだが、「待者」をマツニと訓むことは困難で、待者が難訓の文字でも無い以上、古点でマツニと訓んだとは認め難いし、『校本萬葉集』にも後撰と同訓のものは見えない。

かくして二十三首全部を検しても萬葉集からの直接の採録と考へられる歌を一首も発見できないのである。わづかに(7)(12)等が古点と見れば見られるといふ程度を出ない。そして、中村・奥村両氏の説の如く、古今集の先例と萬葉集も当時勅撰集と考へられてゐた点から、後撰集は直接萬葉集の歌を採録しなかつたであらうといふ外部徴証によって得られる推論とを照らし合はせるならば、結局後撰集には直接萬葉集から採用した歌は一首も無いといふ奥村氏の結論が正当なことは、もはや完全に立証出来たと言つてよいと思はれる。奥村氏の論文の後に発表せられた杉谷・平井両氏の調査も之を裏づける結果となつてゐる。殊に両氏の調査によつて萬葉集と後撰集との異同箇所を、柿本集・赤人集・家持集等の諸家集諸本の本文、及び古今和歌六帖・拾遺集の本文と比較すると、萬葉集系統の本文を持つものと、後撰集系統の本文を持つものとに明瞭に分れる傾向が見られる事が指摘されてゐる事は、後撰集のいはゆる萬葉歌が直接接萬葉集から採られたものではないといふ上述の結論を一層補強するものである。詳細は両論文に譲つてここには繰り返さないが、この点をもっとも詳細に調査されたのは杉谷寿郎氏であつて、上掲の論文によれば、萬葉集

と後撰集との異同五十二箇所のうち、他の歌集に所見の無い歌、後撰集が諸家集とのみ異同する箇所、及び萬葉集の訓みがどちらにも訓み得る場合等を除いた三十六箇所について、諸歌集の本文を検討すると、

(一)多くの箇所が萬葉集と同一本文を持つか、一、二の語句が異同し甚だそれに近い本文を持つ本

(二)後撰集と同一本文を持つか一、二の語句が異同し甚だそれに近い本文を持つ本

の二系統に分れ、「同一本において萬葉集系と後撰集系と殆んど乱れない」ことが明らかにされて居る。そして杉谷氏は右の事実と、後撰集の萬葉関係歌の大部分を、巻十及び十二の作者不明の伝誦性に富んだ歌が占めてゐるといふ事から、

この二十四首が萬葉集から及んで来たか、萬葉集とは関係なく伝えられたかは明らかに成し得ないが、萬葉集系の歌が文献から文献への経路を取っているのに対して、後撰集系の歌はある一時期に伝誦された歌であると考えて良い。

と述べられたが、この見解は平井博士によつて、「古今六帖の重出歌が萬葉の歌に関係ある場合、その一つは伝誦の途中に生じた種々の異同ある歌になつてゐるに對し、他の一つには萬葉の歌そのまゝを伝えてゐるものがあるといふ事実」があり、(4)の歌について、六帖の

君かため山田の沢に多くつむとぬれにし袖はほせとかはかす(第三帖、沢)
が、後撰集系、また

足曳の山田のさはに多くつむと雪消の水に裳のそぬらす(第六帖、あぐ)

が、第一句「足曳の」に相違があるとは言へ、なほ萬葉集系と、二つの系統に分ち得ることを指摘して居られる点な

どを参照しても、大体において首肯できる見解であると思はれる。

以上、諸家の研究に基づいて考察した結果を総合して、後撰集のいはゆる萬葉歌が、直接萬葉集から採録されたものでなく、古点の作業として得られたものであり得ないことは、その本文の検討による内部徴証に照らして明白となったと言つてよい。

最後に残された問題は、然らば後撰集の撰者は、ともかくも二十三首にも及ぶ萬葉歌乃至は萬葉類似歌を、それと気付かずに採録したのであらうかどうかといふ点である。これについて中村氏は「誤入と解しても決して多いとは思はれない」とされたが、奥村氏は「後撰集の撰者は相当萬葉集に通じてゐる筈であるから気付いてゐないとは考へられぬ」とし、「二十三首といふ大量を誤入することは無理である」と述べ、「後撰集は古今集の記載を誤りと認め、或は異伝が存すると認めた場合にかぎり、自らが正しいと考へ、或は異伝と思つた姿において採録してゐる」といふ事から、当時勅撰集と信じられてゐた萬葉集に対しても同様の態度で臨んだらうとし、

萬葉本文と全く等しい二例（一、後撰22・16、後撰30⁵）にしても、撰者が見た資料には作者名が無かったので、萬葉集の記載に対して異伝をあげるつもりか、訂正するつもりか、でとりあげたものと思はれる。二十三首の萬葉集類似の歌は全部さういふつもりで採録されたものであらう。

とされた。しかし、「萬葉集に入らぬ古き歌」を撰んだ古今集にも上述の如く十一首の萬葉歌を採録してゐる点に照らしても、後撰集の撰者がこれらの萬葉歌のすべてに気付いてゐたと考へるのは、余りにも後撰集撰者を萬葉集に精通してゐたと過信するものであらう。萬葉集以外の資料からこれらの歌を採録した場合に、索引の用意も無かつた当時、一々これを萬葉集の歌だと検証し得たらうとは考へられない。殊に奥村氏自身述べてをられる如く、古点の完成は後

撰集よりもずっと遅れると考へられるにおいては尚更である。(1)(6)は萬葉の作者名が後撰集に無いので奥村氏の如き説も成り立つとしても、(7)、(12)、(14)の如く萬葉・後撰共に読人知らずで、本人にも異同の極めて少ないもので、後撰撰者がこれを萬葉歌の異伝として採録したとは考へられない。奥村氏の説の如く、異伝を挙げるつもりで載せた場合もあるであらうが、また、萬葉集に同様の歌があることに気づかないで採録した場合も当然あったと考へるべきではないかと思ふ。

以上の考察によれば、萬葉集に古点を附ける作業は、後撰集の撰修とは無関係に併行的に進められ、後撰集の成立よりも十年前後遅れて成業したと考へられる。して見れば、天曆五年に設けられた撰和歌所は、勅撰集の撰修といふ目的の外に、これと併行して古萬葉集を読み積み撰ぶといふ大きな事業を意図し、これを遂行したと考へられる。これは古今集真名序に、「各献^ニ家集。并古来旧歌^一曰^ニ統萬葉集^一」と見える家集、古来旧歌の蒐集が古今和歌集撰修の準備であつたのとは全くその意味を異にするのであつて、和歌史上他に類例を見ない極めて特異な現象として注目しなければならぬと思ふ。

萬葉集が新撰萬葉集の編まれた寛平五年(893)ころ、既にいかに読み解き難い書物となつてゐたかはその序文の如実に示すところであり、古今和歌集の撰進が萬葉集に対する関心を喚び起す一つの大きな契機となつたであらう事は既に前に述べた。しかし、古今集の時代は、古きものを省みるよりは、新しい和歌の復興にひたすらな時代であり、古今集の後を承けて和歌の歴史を反省する時代に入つた後撰集の時代に萬葉集を読み解く作業が始められた事は一応それなりに理解できる。佐佐木信綱博士は、

この機運が、国民的自覚にもとづく和歌復興の意気盛んな古今集時代におこらないで、やや年月を経た後撰集の時

代におこつたのも、また当然と考へられる。^(注21)

と言はれ、武田祐吉博士も、

一般に、後撰の五人の撰者は、古今の四人の撰者に及ばないとされてゐるが、少くとも、古今に処女境を開いたほどの気分があり、後撰に、父の子として先蹤を追ふ孝心、先代を崇ぶ風潮が流れてゐたことが感ぜられる。さらば古今に學んで後撰を撰し、更に遡つて萬葉集の歌をも読んで見たいといふ空氣を醸したことと思はれる。

と述べられた。^(注23) しかしながら、そのみで撰和歌所の事業として大規模な萬葉集訓詁を企劃するに至つた時代の要求を説明しつくせるか否かは疑問であらう。

ここにおいてわたくしは、後撰集の撰修、もしくはその前提となつた天曆における撰和歌所の設置そのものの持つた性格の中に、古今和歌集の撰修時代とは様相を異にした、特に萬葉集の訓詁を促すやうな歴史的契機が胚胎するに至つたためと見るべきであらうと思ふ。古今和歌集撰定の精神の單なる継続、もしくは後撰時代の保守的性格の顕現とのみ解する限りにおいては、天曆時において、古今集の撰定時代には思ひも及ばなかつた大規模な萬葉集訓詁の事業が、勅撰集の撰進と並行する和歌所の公的な事業として企劃されるに至つた歴史的事情を説明しつくすことは困難であると考へる。

ここにおいて注目されるのは、藤岡忠美氏が指摘された如く、天曆五年の和歌所設置が宮中公定の場所を離れて、源順の禁制文に言ふ「妖艷（流布本では妖妄）にわたる所」である後宮の一角梨壺を選んで行はれたといふ事實であると考へられる。すなはち、藤岡氏は、延喜五年に始められた古今集の撰進が、宮中の文庫の中でも「他の二者に対して、役柄からいっても最も天皇と密接な關係にあり、建物の場所からいっても最も宮中の中枢部にあつた」内御書所

をその場所に選んで行はれ、「勅撰の名にふさはしい道を踏み出してゐた」のに対して、天曆五年の撰和歌所が「そうした宮中公定の場所を離れて、後宮の一角たる梨壺にその編集所を移して」設置された事実に着目され、

古今集の先例を捨て内御書所を無視したところに、古今集と後撰集との性格の差違、あるいは天曆における新しい和歌への立場を見出だそうとするのは、無理であらうか。

と論じてをられるが、確かに古今集と後撰集との性格の差異は、その撰修の場所の相違において既にその一步を踏み出してゐたと言ふことができると思はれる。古今集が晴の歌集であるのに対して後撰集が娶の歌集としての性格をもつとされるのも、藤岡氏の指摘された右の事実と無縁であるはずはないのである。しかも、後宮の一角梨壺をその撰修の場として行はれた後撰集の撰修に至って、萬葉集をその先蹤として意識するところが尠くなかったと考へられる最初の勅撰和歌集『古今和歌集』の撰修に際しても、未だ企及せられなかった萬葉集の読解作業が、後撰和歌集撰修の時点において、勅撰集の撰修と並ぶ撰和歌所の事業として大きく脚光を浴びるに至ったことが注目をひくのである。

このやうに見て来ると、後撰集撰修の時代に至って萬葉集訓読の要求が高まって来る何らかの契機が存在したと考へられる。とすれば、いかにも勅撰集にふさはしい宮中の中枢部に所在する内御書所をその場として撰定された古今集と異なつて、「後宮の一角たる梨壺にその編集所を移し」て行はれた天曆の撰和歌所の性格そのものの中に、萬葉集の訓読に対する特殊な要求を育む何らかの要因が内在したと見るべきではなからうか。

ここにおいて注目せられるのは、藤岡氏も指摘せられたやうに、俊成の『古来風体抄』に見える次の如き記事である。

其後、村上の御時、又みちくおこさせ給ひけるに、歌のことをも、ことにあがめおぼしめしけるにあはせて、か

みに左右大臣にて、小野宮のおとゞ清慎公、九条の右のおとゞ師、おのく此道にふかくいたれる人々なるうへに、しもに又、大中臣の能宣、清原元輔、源の順、坂上望城などいふものどもさへきこえけるをめして、梨壺にさぶらはせ給ひて、撰和歌所と名づけて、一条摂政伊尹は、その時蔵人少将にものしけるを、その所の別当とさだめおほせられて、かつは萬葉集をも和し講ぜられ、さらぬふる歌どもをも、しるしたてまつらしめ給ひける。さてなむ勅ありて後撰集は撰たてまつらしめ給ひける。撰者には、猶小野宮のおとゞなむ承り給へりける。萬葉集は、もとは、ひとへに真名がなといふ物にかきたるものにて、才智あるものはよみ、文字しらぬものはえよまず。まして女などは、え見ずのみありけるを、この御時、梨壺の五人、かつはさだめあはせて、源の順むねと才智ある者にて和してなむ常のかなはづけはじめたりける。それより後なむ今は女なども見ることにいはれるなるべし。(傍點筆者、歌学大系所収再撰本に拠る。初撰本にもほゞ同文の記事がある。)

俊成が右の文で強調してゐることは、源順らが行つた仮名による萬葉集の訓釈が、特に女性のために萬葉集を解放する事になった、言へ換へれば萬葉集を女性にも読み得るものとして提供するに至つたと云ふ点であつて、何よりもそこに俊成が源順らの萬葉集訓読の史的意義を見てゐたことが知られる。ここで俊成が述べてゐるのは、主としてそれが女性たちの上にもたらした結果についてであると考えられるが、しかし、上述の如く後宮の一角たる梨壺にその場を移しての撰和歌所の事業としての萬葉集訓読の作業であつたことを考へ合はせると、それは単に偶然の結果として生じたものであつたと考へるべきものではなく、天曆期に萬葉集の訓読事業が登場するそもその要因に、女性のために萬葉集を解放しようとする要求が作用してゐたと考へるべきではなからうか。俊成が何よりも女性に対してそれが果たした役割の中に天曆の萬葉集訓読の史的意義を見てゐたのも、そのやうな天曆古点の歴史社会的な意味を直観

してゐたからではなかつたかと考へられる。

周知の如く『十訓抄』第七可_レ專_二思慮_一事の条には、

此の御息所（広播御息所）御心おきて賢くおはしける故に、彼帝の御とき梨壺の五人に仰せて、萬葉集をやはらげられしもこの御すゝめとぞ。順筆をとれりける。

と、萬葉集の訓説が広幡御息所のすすめで企てられたといふ説話を伝へてゐるし、『石山寺縁起』もこれを受けて同趣の縁起文を記してゐる。これをそのまま信ずることは無論できないが、「煙が直ちに火ではないが、煙の立つ所には火の在りかを指さす何物かがある」と云ふことが伝説にはしばしば見られる真実であることからすれば、十訓抄の説話も無下には却けられず、それなりの或る真実を含んでゐると考へられないでもない。つまり、村上帝の後宮において萬葉集の訓説を欲するやうな教養ある女性が出現するに至つたといふ史的背景をこの伝説成立の背後に考へることができのではなからうかと思はれる。

保坂三郎氏が指摘したやうに、^(注23)『権記』の長保三年五月二十八日の条には、

故民部卿在世日被_レ送_二統紙一卷_一、請_二書_二古萬葉集_一、仍書_レ之、雖_レ經_二數年_一不_レ知_二誰人之料_一、箱底塵埋、令_二左兵衛佐能通朝臣尋_レ之、前備前介中清朝臣女子料也云々、仍付送_レ之。

という記事が見え、これによれば、萬葉集古点の作業が始められた天曆五年（951）より五十年後の長保三年（1001）のころに、女子の料として古萬葉集の歌を書写した事実があつたことが知られるが、女子の料として書写された萬葉集とは固より仮名書きの萬葉集であつたと考へられ、天曆の萬葉集訓説作業の結果として仮名書きの萬葉集が世に行はれるやうになり、それが主に女性を対象としてひろまつたらしいことを示してゐる。このやうに、天曆の施点を劃

期として女性のための仮名書きの萬葉集が行はれるやうになったといふ事は、逆に遡って天曆の萬葉集訓読作業の主要な目的が、女性のために萬葉集を解放するにあつたらしいことを暗示する。後宮を中心とした女性たちの間に高まつて来た、萬葉集を仮名書きの歌集として読みたいといふ欲求に応ずるものとして企てられたのが天曆の訓点作業であつたと解する時に、始めてこれを劃期として女性のために萬葉集を書写する風潮の興つて来た経路もよく理解できると考へられるからである。

『拾遺和歌集』には「萬葉集和し侍りけるに」(卷第十二恋二)、「萬葉集和せる歌」(卷第十三恋三)、また「萬葉集和し侍りける歌」(卷第十四恋四)と題して源順の歌を載せてゐるが、これについては『袋草子』に、「或萬葉古語ヲ翻和になせる也云々」、「或萬葉歌ヲ為」本歌「詠」反歌、「云々」と両説を挙げた後、

(一) 藤経衡和後撰歌と云つて、後撰中の優歌を百首ばかり書き出して其返歌を詠じたものがあつて、それは順が萬葉集に追和した歌を詠んだのを摸したものと考へられること。

(二) 萬葉集に順がそれを本歌として古語を和らげたと見るべき歌は見出されないのに対し、順がそれに対する返歌(追和する歌)を詠じた本歌と見られる歌は間々萬葉集に見えること。

との二つの理由を挙げて、清輔は、反歌(返歌)の義であらうと考証してゐるが、清輔の考証の如く、これは順が萬葉集の歌に追和する歌を詠じたものと見るべきで、武田祐吉博士が、

これらの萬葉集和すといふことは、訓を附する義よりも、むしろ萬葉集のある歌に就いて和同の歌を詠んだと為す方が妥当であるから、古点の副産物であるにしても、直接の關係はいまだ認め難い。^(注26)

と言はれた通りであると考へられる。佐藤謙三博士もまた、拾遺集に見える萬葉集に和した旨の題詞のある三首のう

ち、

涙川そのみくづとなりはてゝ恋しき瀬々にながれこそすれ（卷第十四恋四）の一首

については、『袋草子』にも不審を存した如く適当な例を見出し得ないとしつつも、「まづ返歌のつもりなのであらう」とし、

拾遺の詞書があいまいな書方なので、「和せる歌」とあれば、袋草子の或人の説のように、萬葉の古語を翻和にする、つまり現代語風に言ひかへた歌とも解せるが、さうではないらしい。だから此等の歌は、順が宮廷で役目として行つた萬葉読解の仕事に際しての余技として、遊戲的な興味で作られた物であらう。

と言はれた。^{（注27）}順の和歌の題詞に見える「和す」の語の解釈は、これらの説に従ふべきものと思はれる。したがって後藤氏が、昭陽舎における梨壺五人の所業が、仮字本の萬葉歌撰集であらうと推察するについて、

拾遺集の「萬葉集和し侍りけるに」に於ける「和す」といふ語から言つても（袋草紙に言ふ如く万葉集の或歌に返歌したといふ意味にとらぬ場合に）、又十訓抄の「萬葉集をやはらげられしも」や石山寺縁起の「萬葉集をやはらげて點じ侍けるに」に於ける「やはらげる」といふ詞から言つても訓点の事より、真名のものを仮名交り文又は仮名に書き改めたことを意味すると考へられるのである。^{（注28）}

と言はれたのは、拾遺集題詞における「和す」については妥当でない。しかし『六百番歌合』における俊成の判詞に、但萬葉集に両様に点じたる由、左方人申云々。彼の集は源順が和せる後仮名はつけ来るなり。然るに順が点本于今難得。（春中一番野遊、岩波文庫本による）

とある「和す」は読み解いたことを指してゐること明白である。これに対して、「やはらぐ」は『袖中抄』巻第二「ひ

ぢかさ雨」の条に

六帖歌云

いもがかどゆきすぎかねつひぢかさのあめもふらなんあまがくれせん

此歌は萬葉の歌をやはらげたる歌也。第三句のひさかたをひぢかさと書たる也。ひぢかさと云物不可有也。(歌学大系別卷所収本に拠る)

といふ用例がある。そして『袖中抄』には別に

考萬葉第十一云 いもがかどゆきすぎかねつひさかたのあめもふらぬかそをよしにせん

と萬葉集の本文に忠実な訓を記して考証してゐるのであるから、右の六帖歌の説明に用ゐられた「やはらぐ」の語は鵜和、すなはち現代風に言ひかへた歌の意に用ゐたものと思はれる。しかし後藤氏の挙げた『十訓抄』や『石山寺縁起』における「やはらぐ」は、むしろ『六百番歌合』の俊成判詞中に見える「和す」といふに語に近い用例と見るべきであらうが、それにしても、これらの「和す」「やはらぐ」が、訓点をつけるといふよりは、むしろ真名のものを仮名に書き改めるといふ如き語感を有することは、後藤氏の言はれるが如くである。然らば古点の作業が真名が書かれた萬葉集を「和す」「やはらげる」すなわち仮名文に書き改めると言ふやうな意味に理解されるやうになったのも、また実にそれが女性に読まれることを目的とした作業であつたことの記憶が暗々裡に伝へられたためでなかつたかも考へられるのである。

以上考察したところがほぼ正鵠を失してゐないとするならば、萬葉集研究史上に時期を劃した古点の事業が、古今集の先例に従はず、ほかならぬ妖艶な後宮の一角梨壺において行はれたといふ事実の中には、古点即ち最初の組織

的な萬葉集読解の事情が興されるに至った歴史的背景、ひいては古点の歴史的 성격に対する重要な暗示を含んでゐたと考へられるが、このやうに見る時には『源順集』に云ふ、

天曆五年宣旨ありて、……古萬葉集よみときえらばしめ給なり。

の「えらばしめ」の解釈にも尠からぬ示唆を投げかけるものがあるやうに思はれる。右の文の「よみとき」は萬葉集の読解、即ち萬葉集の歌に訓点をつけることを意味したと解せられ、ほとんど問題が無いが、「えらぶ」の方は、上田英夫博士が

「えらばしめ給ふ」が曖昧で如何やうにも解釈が出来る。^(註29)

と言はれた通りに明確性を欠いてゐる。もし古点の作業の全体を「よみときえらぶ」と言つたものとすれば、「えらぶ」は撰述の意で、読み解いた萬葉集の歌を仮名書きにし、仮名書きの萬葉集を述作した意に解せられないこともないといと考へられはするが、しかし、武田祐吉博士が、

前の、大和歌えらぶの用語例に準じて云へば、やはり選択する意に使つてゐるのであらう。

と言はれてゐる通り、やはり選択の意に解するのが語の用法として自然であらう。しかし読解した萬葉集の歌を後撰集に撰び入れた意でない事は、上述したところによつて明らかであるから、とすれば、はやく武田祐吉博士が、

古萬葉集は、現行の萬葉集と解すべく、よみときは、これに訓を附したとと解すべきであらうがえらぶの意味は未詳である。或はこの時抄出を試みて、略本が出来たものであらうか。そは或は仮字書の本であつたかも知れぬ。萬葉集本文の整理が多少行はれたものであるかも知れぬ。

と推測され、^(註31) 近く後藤利雄氏が、

「よみとき選ぶ」からそれが全部でなく撰歌であつた事が知られるのである。

と断じられた如く、^(註32) 順等の任務は単に萬葉集に訓を附するだけで終つたものではなく、これに基づいて別に仮名書きの萬葉集の撰抄本（主として後宮の女性のためのものであつたらう）を編む事までを含んでゐたものと解するのが、順集の文にもっとも忠実な解釈であると考へられる。

ただ問題は、古点の成果に基づいて編まれた仮名本の萬葉集抄が存在したことを果たして実証し得られるかどうかと言ふ点にある。確かに萬葉集の全巻から選抄した仮名書萬葉集抄が存在したことを裏づける資料は何も存しない。しかし、現存の赤人集・人麿集（類従本系）・家持集等は、もともとこれらの個人の集として編まれたものではなく、その原型は萬葉集の一部を抄出して仮名書にした本があつたと考へるべき事が、近時の研究によって明らかになつて来てゐると言つてよい。

すなはち、はやく後藤利雄氏は、上掲の論文において赤人集及び柿本集について調査して、既に『校本萬葉集』首巻の「萬葉集諸本系統の研究」においてもその後半が、萬葉集卷十の前半を仮字に書き改めたものであることを指摘されてゐる『赤人集』を始めとして、人麻呂集の前半も萬葉集卷十後半の選歌であつて、共に仮字書きの萬葉集撰抄の転化と見るべきものであることを述べられたが、更に近時島田良二氏によって、家持集もまたその原型は萬葉集から選歌して四季・雑に構成した萬葉集抄と見るべきものであることが明らかにせられた。^(註33) かくして島田氏は、

そもそも赤人集・人麿集（類従本系）・家持集の原型は、源順が編集したのであらうと想像しているのであるが、それは後宮和歌の要請にもとづいて、万葉集の訓読が始められ、その結果として、主に後宮歌人の為に簡便な万葉集抄が編まれたのである。

と結論してをられるが、赤人集・人麿集・家持集の原型のすべてを源順の編集に帰し得るか否かにはなほ問題が残るとしても、後藤氏や島田氏の研究によって、古点の結果としての仮名書きの萬葉集の選抄本が編集され、それが赤人集以下の私家集の成立する基盤となった事には疑の余地が無いと考へられる。上述の如くそれは順集に言ふ「読み解きえらぶ」の解釈によっても支持されると考へるのである。

以上の考察によって、後撰集時代に至って最初の萬葉集読解の事業が企劃されるに至った理由は、他にもいろいろな原因が考へられるとしても、萬葉集を仮名書の形で読みたいといふ欲求が、後宮の教養ある女性の中から興つて来たところに、そのもっとも有力な原因があつたといふこと、藤岡忠美氏の言はれる「女性的契機」が、後撰集の撰定にも増して萬葉集の読解といふ撰和歌所の事業に大きく作用してゐた事をほぼ明らかにすることができたかと思ふ。

然らば次に後撰時代の後宮における女性の間から、何故に萬葉集を読みたいといふ欲求が擡頭するに至ったか、その歴史的事情を考へて見なくてはならない。それによって始めて、古点の事業が後宮女性の要求によって興されたものであつたといふ以上の論証は確實なものとなると考へられるからである。

端的に言へば、わたくしはそれは女性によって支へられる後宮文化の発達に必然的に伴つたところの、男性中心の漢字文化を日本化し、その事によって女性たちの世界に融合同化しようとする後宮女性の知的な欲求であつたと考へる。そして、このような後宮女性の知的欲求と、それに応へようとする男性知識人の啓蒙的活動を通じて漢字文化の日本化が進められ、その営為を通じて観念的・知識的な漢字漢文の文化の日常化・生活化乃至は感性化が促進されることになったと考へる。わたくしはそれを典型的に示す例証として、醍醐天皇の第四皇女勤子内親王の令旨を承つて源順が撰んで奉つた分類体漢和字書『倭名類聚鈔』が挙げられると思ふ。

本書の撰述年代は明らかでないが、岡田希雄氏の考証^(註34)によって、十卷本の成立は承平五年（935）の秋以前と推定せられ、仮りに承平四年に成ったとすれば、順二十四歳の青年時代の述作といふことになる。岡田氏が考証せられた如く、勤子内親王の令旨が若冠の順に下されたのは、順の母が勤子の側近に侍してゐた縁によつたものの如くであるが、順が立派にその任を果たし得る学識を当時既に備へてゐたことは注目に値する。しかし、それは順の学識だけでどうなるというものでは無かつたと考へられ、勤子内親王の如き高貴な女性が、事物の和名に深い関心を示され、汝集^二彼数家善説^一、令^二我臨^レ文無^レ所^レ疑焉^一。

と、『和名抄』の述作を要求されたといふところに、この書の出現が、宮廷文化の歴史的動向を反映してはじめて齎^レらされたものであつたことを知るのである。岡田氏が、

順の修学の効果は中々現れず、天曆七年に至り四十三歳漸く文章生に補せられたに過ぎないが、しかし和名抄を作る程の人物であつたのだ。此の和名抄も、順が居たからとて出来る筈のものではなかつた。好學にして又国語意識に目覺めて居られた勤子が居られて、和名抄の述作を要求せられたからである。

と言はれた通りである。『倭名類聚鈔』の先行の辞書類と異なる特質は、「單に漢文訓読のみならず、一般的知識を示す為に、諸の事物を分類して示した、言はば百科全書的な辞書」^(註35)であつたと言ふ点に見出されるが、それは『新撰字鏡』等の先行の辞書が男性のためのものであり、漢籍仏典等の漢文を訓読するための辞書であることを主たる目的としたのに対して、『倭名類聚鈔』が諸の事物についての一般的知識と、特にその和名を知りたいとねがつた高貴な女性の要求に應へるために作られたものであつたが故に形成せられた特質であつたと言つてよいと思はれる。^(註36)浜田敦氏は、すべて漢字ばかりで書かれたこの辞書が、父醍醐の崩後、管絃のすさびを停止せざるをえなかつた勤子の「幽

閑の慰め」として求められたことを明かにし、

この公主と編者源順との関係は、恰も、本来類纂的な歌枕の解説として成立したと云われる、かの枕草子を求めた中宮定子と清少納言とのそれに、相似たものであるとも云えそうである。和名抄が、辞書と云われるものの、むしろ類書的な性格を持っていることも、決して偶然ではないかも知れない。それは「引く」ものとしての、近代的意味における辞書であると同時に「つれづれ」を慰めるための、一種の「よみもの」でもあったのである。

と述べてをられると言ふ。^(註27)勤子の如き高貴な女性が、「幽閑の慰め」として、『倭名類聚鈔』の如きものを欲するといふところに、宮廷の女性たちの間に漢字文化の和風化に対する要求がいかに高まっていたかを知ることができると思ふ。

源順がその青年時代に撰んで奉った『倭名類聚鈔』の出現が、勤子内親王に代表せられた宮廷女性の漢字文化の和風化に対する欲求の所産であったとするならば、それより約二十六七年後に、後宮の一角において順等が勅命を受けて行った萬葉集読解の作業についてもまた、宮廷女性の欲求がその原動力であったことが認められるのではなからうかと思はれる。

なるほど『倭名類聚鈔』がその和様化の対象としたのは、漢語と、それによって担はれる漢の文物であったのに対し、萬葉集の訓読作業の対象となつたのはほかならぬ日本古代の和歌であって、表面的には両者は全く性質を異にした事業であつたと見られさうである。しかし、萬葉集が漢字のみで記された古い歌集であり、仮名の普及と共にそれは既に読み解き難いものとなりつつあったために、特に漢字文化に疎遠であつた女性たちにとっては、漢籍と同様な難解な書物と化しつつあつたといふ事情を考へ合はせるならば、後宮文化の発達、特に和歌の発達に伴ふ女性の知

的欲求が、漢語によって担はれる文物に向けられたと同様に、漢字のみによって記され、珍しい事物を多く詠み入れてゐる萬葉集への関心を齎すに至ったといふことは十分に考へ得ると思はれる。わたくしは当時の宮廷の女性たちが萬葉に対して抱いた関心は、直接自分たちの作る和歌の手本、もしくは先蹤として萬葉集を見、そこから学ばうとしたと言ふよりは、むしろ漢語とそれによって担はれる諸般の事物に好奇的な関心を抱き、その和名化・和漢化を求めたと同様に、萬葉集といふ漢字のみによって記された、自分たちと異質な歌集の世界を好奇的な眼で眺め、それを「やはらげる」ことによって自分たちの世界に同化することを求めたのであって、萬葉集の歌風に対する関心と言ふよりは、萬葉集の含むさまざまな珍しい事物に対する知的な興味が主ではなかったかと考へる。順ら梨壺五人の手によって、後撰和歌集の撰進と並ぶ大事業として劃期的な萬葉集読解の作業が行はれたにもかゝらず、後撰集時代の歌人に、一般に古今集の撰者紀貫之における程度の萬葉集の影響さへ認められず、後述する如く源順の歌にはさすがに若干萬葉集の影響を認むべき作が見られるとは言へ、歌風における影響がほとんど見られないのは、後撰時代の歌人の萬葉集に対する関心が、上述の如き知的好奇心以上のものではなかったことによると思はれる。

西下経一氏は後撰集の特性として、物語化の傾向と共に、「風俗資料といふ點から觀察」して「日常生活の細部が具體的に記されてゐる點」と、「用語の上から觀察」して、「先づ詞書の内には歌集としては目新しい漢語が用ひられてを」る点と、「歌の言ひまはし」において「屈託のない用法を用ひてゐる」ことを指摘されてゐるが、そのやうな日常的・生活的な事物に対する関心の姿勢、また漢語や言ひ回しにおける寛いだ屈託のない姿勢こそ、またかれらの萬葉集に対する視角であつたと考へられる。このやうにして、「からぶり」は「くにぶり」化されると共に、萬葉集もまた和らげられて仮名文字化され、日常的・生活的な情趣の中に融化されて行つたと考へられるのである。換言

すれば、萬葉集の「ますらをぶり」は、そのやうな後宮女性たちの日常生活的なものの中で変質して「たわやめぶり」の中に融合同化されて行つたのであり、そのやうな萬葉集の平安朝化の趨勢に劃期的な意味を持つに至ったものが、梨壺における古点の作業であつたと考へられるのであり、そこに天曆の萬葉集施点の事業は単に萬葉集研究史上の意義においてのみ捉へらるべきものではなく、和歌史上においても後撰集の撰修に劣らない大きな歴史的意義が認められるべきであると思ふのである。

注

- (1) 保坂三郎「源順論」(『史学』二〇ノ四、昭和十七年七月)・藤岡忠美「後撰集の構造―その三・梨壺、その女性的契機」(『国語国文研究』第一四号、昭和三十四年十月)。
- (2) 武田祐吉「萬葉集の古點」(『国学院雜誌』三ノ二、昭和二十七年六月)。
- (3) 小松茂美「後撰和歌集校本と研究」(昭和三十六年刊)。
- (4) 上田英夫「萬葉集訓點の史的研究」(昭和三十一年刊)。
- (5) 注2に同じ。
- (6・7・8) 注4に同じ。
- (9) 山岸德平「平安時代の文学と萬葉集」(昭和八年七月春陽堂刊『萬葉集講座』第四卷所収)。
- (10) 山田孝雄「萬葉集と古今六帖」(『萬葉』第三号、昭和二十年四月)。
- (11) 注2に同じ。
- (12) 中村久「後撰集の萬葉歌の考察」(『文学論漢』第二号、昭和二十七年九月)。
- (13) 上田英夫「古點・次點の歌とその點者」(昭和二十八年八月刊『萬葉集大成』第二卷所収)。
- (14) 杉谷寿郎「後撰集の萬葉集歌」(『りてらえやばにかえ』創刊号、昭和三十四年四月)。
- (15) 平井卓郎「後撰集中の萬葉歌の考察」(『国語と国文学』三七ノ十、昭和三十五年一月。昭和三十九年刊『古今和歌六帖の研究』所収)。
- (16) 奥村恒哉「後撰集成立の時期についての考察」(『日本文学史研究』第二十号、昭和二十八年五月)。
- (17) 村瀬敏夫「後撰集選述考」(『文学・語学』第二十号、昭和三十一年十二月)。
- (18) 注3に同じ。
- (19) 前掲「古點の成立と後撰集の萬葉歌」(『萬葉』第十一号、昭和二十九年四月)。
- (20) 久松潜一「萬葉研究史の成立―古點を中心として」(昭和三十

十二年刊『日本文学研究史』所収。

(21) 「萬葉集研究史」第一章萬葉学の前期（昭和六年刊『校本萬葉集』首巻所収）。

(22) 武田祐吉『萬葉集書誌』（昭和三年刊）。

(23) 「後撰集の構造」その三・梨壺、その女性的契機（『国語文研究』第一四号、昭和三十四年十月）。

(24) 神田秀夫『人麻呂歌集と人麻呂伝』（昭和四十年刊）。

(25) 保坂三郎『源順論』（『史学』二〇ノ四、昭和十七年七月）。

(26) 注22に同じ。（第四章、萬葉集の古點）。

(27) 佐藤謙三『源順と萬葉集』（『国学院雜誌』第五十三卷、昭和二十七年四月）。

(28) 後藤利雄「仮字萬葉と見た赤人集及び柿本集一部」（『国語と国文学』二七ノ二、昭和二十五年二月）。

(29) 上田英夫『萬葉集訓點の史的研究』（昭和三十一年刊）第三編第一章「古點に関する一考察」。

(30) 注2に同じ。

(31) 注26に同じ。

(32) 注28に同じ。

(33) 島田良二「家持集考」（『国語と国文学』四三ノ五、昭和四十二年五月）。

(34) 岡田希雄「源順伝及び年譜」（『立命館大学論叢』第四輯）。

(35) 築島裕「古辭書入門」（『国語学』第十三・第十四輯、昭和

二十八年十月）。

(36) 秋本吉郎氏は「倭名類聚抄と漢字文化」（『国文学』第十号、昭和二十八年四月）において、和名抄十卷本と、後の増補と見られる二十卷本とを比較し、前者が「天地人倫以下鳥獸虫草木に至る諸事物現象の名称名詞をあらはす漢字漢語を標出し、之が字音と和訓和名を註記し」た一般的漢和字書としての性質を有するのに対し、二十卷本において追補せられたところは、

「異質の事典的官吏必携的乃至は教科書的な、より日本に即し特定者の実用に即したるもの」となつてゐることを述べてをられるが、これは上述の如き女性の「つれづれ」を慰めるための辭書としての性質が二十卷本において男性の官人用のものに変質した結果生じた性格の差違を物語るものと考へられる。

(37) 浜田敦「和名類聚抄」（『本邦辭書史論叢』。本稿執筆時には未刊のため、『萬葉学論叢』（昭和四十一年刊）所収の伊藤博「十六卷本萬葉集」に拠つて引用した。

(38) 拙稿「古代萬葉集研究史稿」（その二）、紀貫之における萬葉歌の影響（北海道大学文学部紀要第十輯、昭和三十六年刊）。

(39) 西下経一『日本文学史平安時代前期（上）』（昭和十七年刊）。（附記） 本稿は昭和四十年度文部省から科学研究費補助金（各個研究）の交付を受けて行なつた研究課題「平安時代における萬葉集の伝来と研究」の一部であることを規定によつて付記する。